

「攻めの経営」を促す役員報酬

～新たな株式報酬（いわゆる「リストラクテッド・ストック」）の導入等の手引～
（平成28年6月3日時点版）

経済産業省産業組織課

目次

I. 「攻めの経営」を促す役員報酬の概要

- 1. 施策の位置付け … P 2
- 2. コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会での整理 … P 5
- 3. 「攻めの経営」を促す役員給与等に係る税制の整備 … P 1 2

II. 新たな株式報酬の導入・利益連動給与に関するQ&A ～平成28年度税制改正を踏まえて～

第1 「特定譲渡制限付株式」（いわゆる「リストリクテッド・ストック」）に関するQ&A

- 1. 「特定譲渡制限付株式」の概要 … P 1 6
- 2. 法人税法上の取扱いについて（各論） … P 1 8
- 3. 所得税法上の取扱いについて（各論） … P 2 2
- 4. 会社法上の取扱いについて … P 2 3
- 5. 会計上の取扱いについて … P 2 5
- 6. その他の論点 … P 2 6
- 7. これまでの解説を踏まえた具体例 … P 2 7

第2 利益連動給与に関するQ&A … P 3 0

III. 譲渡制限付株式割当契約書（例） … P 3 4

IV. 株主総会報酬議案（例） … P 4 2

（参考資料）関係法令 … P 4 4

I. 「攻めの経営」を促す役員報酬の概要

1. 施策の位置付け

我が国政府におけるコーポレートガバナンス強化に向けた動き

○政府の成長戦略(日本再興戦略)では、2013年以降毎年、コーポレートガバナンス改革に関する施策が位置づけられ、多岐に渡る施策が実施されている。

	施策	実施状況
日本再興戦略	JPX日経インデックス400	2014年1月 算出開始
	日本版スチュワードシップコード	2014年2月 公表
	会社法改正	2015年5月 施行
日本再興戦略改訂2014	持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会	2015年4月 報告書公表
	経営者・投資家フォーラム	2015年6月 開始
	コーポレートガバナンス・コード	2015年6月 適用開始
日本再興戦略改訂2015	コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会	2015年7月 報告書公表

役員へのインセンティブ報酬活用の位置付け

- 『「日本再興戦略」改訂2015』において、株式報酬、業績連動型報酬の柔軟な活用に向けた仕組みの整備の必要性が謳われている。
- 昨年6月に上場企業に対して適用が開始されたコーポレートガバナンス・コードでも、経営陣の報酬について、中長期的な会社の業績等を反映させたインセンティブ付けを行うべきとされている。

「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月閣議決定）

【(3)新たに講ずべき具体的施策 i)「攻めの経営」の促進 ①コーポレートガバナンスの強化】

- 会社法の解釈指針や具体的な事例集の作成・公表
- **経営陣に中長期の企業価値創造を引き出すためのインセンティブの付与**
「・・・経営陣に中長期の企業価値創造を引き出すためのインセンティブを付与することができるよう金銭でなく**株式による報酬、業績に連動した報酬等の柔軟な活用を可能とするための仕組みの整備等を図る。**」
- 社外取締役となる人材の確保推進

コーポレートガバナンス・コード（平成27年6月施行）

【原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)】

- 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備
- 承認した提案の実行時における経営陣幹部の迅速・果敢な意思決定の支援
- **経営陣報酬へのインセンティブ付け**
「・・・経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、**健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。**」

【補充原則4-2①】

- **中長期の業績に連動する報酬・株式報酬の活用促進**
「経営陣の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するよう、**中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。**」

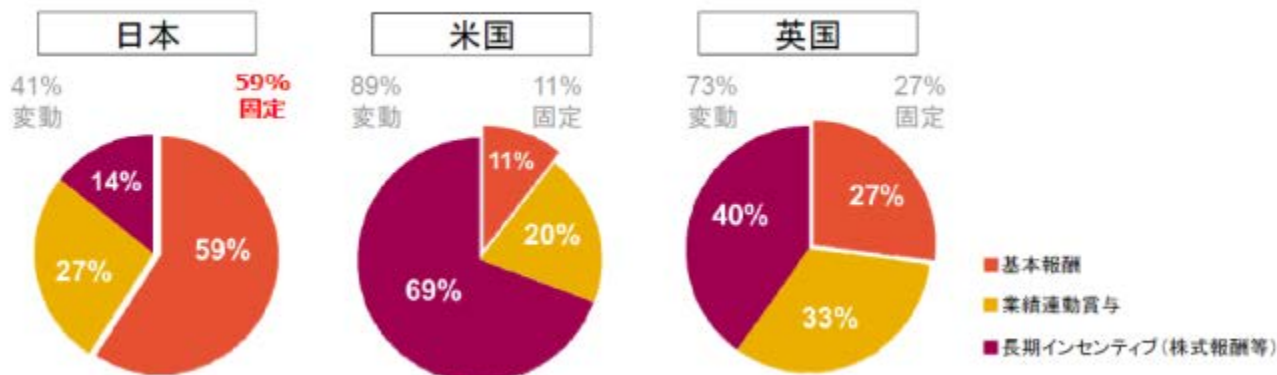
2. コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会での整理

役員報酬の国際比較 ～業績連動・株式報酬の現状～

- 我が国企業の役員報酬は依然として**固定報酬中心**であり、英米と比して**業績連動報酬や株式報酬の割合が低く**、業績向上のインセンティブが効きにくい状況。
- 加えて、パフォーマンス・シェアやリストラクテッド・ストックといった**欧米で一般的に利用されている株式報酬の手法が未発達**。
- 今後、こうした**報酬体系の違い**が、グローバルに経営人材を獲得し、我が国の有能な経営人材と**統一的な管理を行う体制の構築に障害**となる可能性。

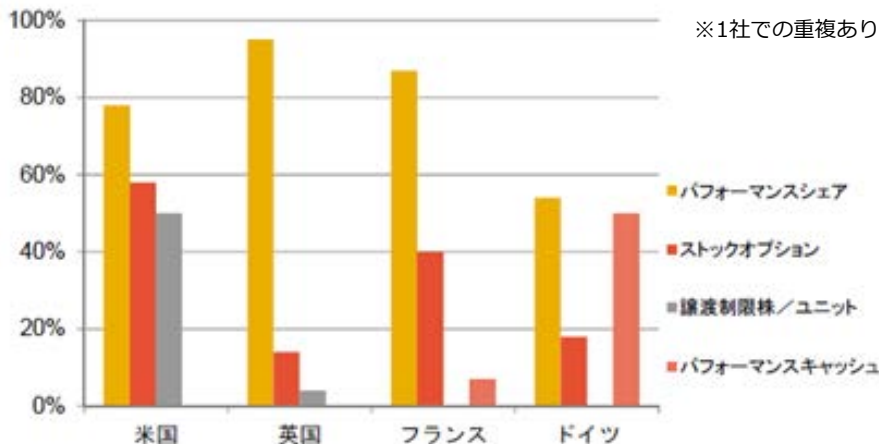
日米英CEO報酬比較（売上高等1兆円以上企業）

● 報酬ミックス比較



タワーズワトソン(株) 第13回コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会発表資料より

株式報酬等を有している欧米企業の比率



【調査対象】

米国 : S&P1500 (430社)
 英国 : FTSE100
 フランス : CAC40
 ドイツ : DAX (30社)

※ 米国は一部にパフォーマンスキャッシュおよび業績条件付譲渡制限株/ユニットも含む

タワーズワトソン(株) 第13回コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会発表資料より

株式報酬の概要

○欧米では、これまでに広く活用されたストックオプションに加えて、**パフォーマンス・シェア(PS)**や**リストラクテッド・ストック(RS)**といった新しいタイプの株式報酬制度が発展してきている。

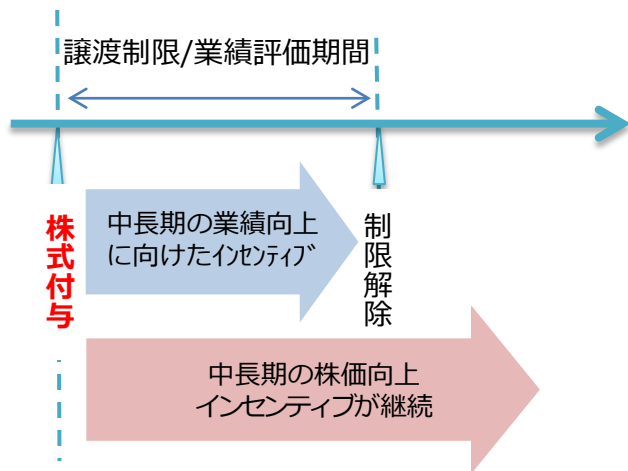
○なお、国内においては、**ストックオプション**が利用されているが、「**信託**」を用いてPSやRSに類似した効果を実現する制度の導入も始まっている。

パフォーマンス・シェア(PS)

【初年度発行 – 業績連動譲渡制限解除型】

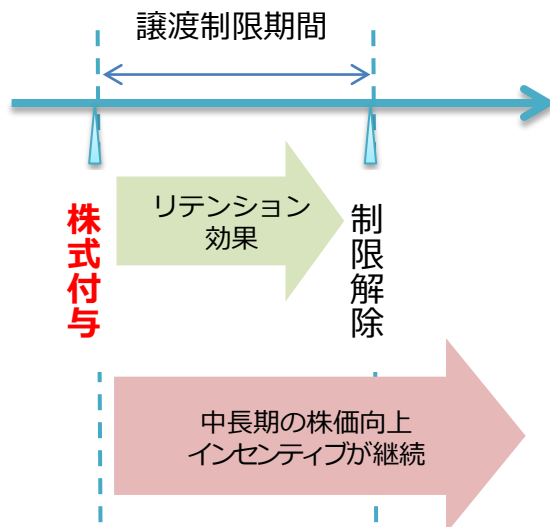
- **中長期の業績目標の達成度合い**に応じ、現物の株式の譲渡制限を解除（残りの株式については、役員から無償取得）。

※当初時点では株式を付与せず、業績評価期間終了時（制限解除時）に普通株式を付与する方法もある（業績連動発行型）。



リストラクテッド・ストック(RS)

- **一定期間の譲渡制限**が付された現物株式を役員に付与。



株式交付信託

- **報酬相当額を信託に拠出し**、信託が当該資金を原資に市場等から株式を取得した上で、**一定期間経過後**に役員に株式を付与。
- 設計によっては、PSやRSと類似の仕組みを実現することも可能。

ストックオプション

- 自社の株式を**あらかじめ定められた権利行使価格**で購入する権利。
- また、権利行使価格を低廉な価格とすることで、株式保有と類似した状態を実現する**株式報酬型ストックオプション(1円ストックオプション)**の利用も近年増加。

（ストックオプションを付与した企業：535社
うち株式報酬型ストックオプション：379社
（全上場企業のうち1年間(13.7~14.6)の集計数）

株式報酬にかかる会社法上の整理

○会社法との関係では、昨年7月に公表した「コーポレートガバナンス・システムの在り方に関する研究会」報告書(巻末 参考資料①参照)において、我が国で株式報酬を導入する際の手続を整理したところ。

これまで株式報酬の導入が促進されていなかった背景

- 我が国においては、**会社法上、無償で株式を発行することや労務出資が認められていない**ため、役員に報酬として株式自体を直接交付することができない。
- 近年では、「信託」を用いた新しい株式報酬が導入され始めていたものの、**いまだ株式報酬を導入するための仕組みが十分に整備されているとはいえない状況であった。**

研究会の成果

- **実務的に簡易な手法**(金銭報酬債権を現物出資する方法)を用いて、いわゆるパフォーマンス・シェアやリストラクテッド・ストックを導入するための**手続を整理**。

(参考) 解釈指針において例示している手法

パフォーマンス・シェア

【初年度発行－業績連動譲渡制限解除型】

➤リストラクテッド・ストック(右記参照)の譲渡制限解除の条件に業績等条件を課す。

【業績連動発行型】

➤初年度、役員に業績等に連動する金銭報酬債権を付与。一定の業績等連動期間後に現物出資財産として払い込み、株式を発行。

リストラクテッド・ストック

➤金銭報酬債権の払い込みにより発行した株式について、会社と役員との契約等により一定期間、譲渡制限を付す。

デット・エクイティ・スワップを用いた手法

貸借対照表

	負債		負債
資産	報酬債権をDES	資産	資本
	資本		

※DES

債務と株式の交換。
過剰債務状態にある企業の債務を債権者が債権による現物出資をおこない株式化することで財務体質を改善させるなど、一般的には企業再生の際に用いられる手法。

(参考)株式の無償発行及び労務出資について

- 会社法上、株式発行に際して決定する募集事項の中で、会社は、**募集株式の払込金額又はその算定方法を定めなければならない**とされており(会社法199条1項2号)、新株予約権の場合のように金銭の払込みを要しないことを許容する規定(会社法238条1項2号)もないため、**株式の無償発行はできない**と解されている。
- また、株式発行に際して、**金銭以外の財産を出資の目的とするときは当該財産の価額を定めなければならない**ため(会社法199条1項3号)、出資の目的を労務とすること(**労務出資**)は**認められない**と解されている。

会社法199条1項 (募集事項の決定) (抜粋)

- 株式会社は、その発行する株式又はその処分する自己株式を引き受ける者の募集をしようとするときは、その都度、募集株式(当該募集に応じてこれらの株式の引受けの申込みをした者に対して割り当てる株式をいう。以下この節において同じ。)について次に掲げる事項を定めなければならない。
 - 一 募集株式の数(種類株式発行会社にあつては、募集株式の種類及び数。以下この節において同じ。)
 - 二 **募集株式の払込金額(募集株式1株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この節において同じ。)**又はその算定方法
 - 三 **金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額**
 - 四 募集株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間
 - 五 株式を発行するときは、増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(参考)コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会

- コーポレート・ガバナンスに関する諸論点について議論を行う、経済産業政策局長の私的研究会。
- 座長は神田秀樹東京大学教授。委員は企業、投資家、取引所、経済団体、学者、弁護士から構成。
- 平成26年12月から検討を再開し、8回にわたり開催。平成27年7月に報告書取りまとめ。

開催実績（第9回以降）

- 第9回(平成26年12月15日) 今後議論すべき主要論点案について
- 第10回(平成27年1月23日) 企業ヒアリング(1)
- 第11回(平成27年2月3日) 企業ヒアリング(2)
- 第12回(平成27年2月20日) D&O保険に関するヒアリング、法的論点について(1)
- 第13回(平成27年3月13日) 役員報酬に関するヒアリング、法的論点について(2)
- 第14回(平成27年4月17日) これまでの検討の概要と今後の進め方について
- 第15回(平成27年5月22日) 取りまとめに向けた議論(1)
- 第16回(平成27年6月26日) 取りまとめに向けた議論(2)

委員名簿

神田 秀樹	東京大学大学院法学政治学研究科教授 <座長>
阿部 泰久	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
砂川 伸幸	神戸大学大学院経営学研究科教授
石田 猛行	インスティテューショナル・リサーチ・サービス「イクゼクティブ」・ディレクター
江良 明嗣	ブラックロック・ジャパン株式会社コーポレートガバナンス・チーム
大杉 謙一	中央大学法科大学院教授
大場 昭義	東京海上アセットマネジメント株式会社代表取締役社長、日本証券アナリスト協会会長
尾崎 安央	早稲田大学法学部教授
神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
国井 厚志	アステラス製薬株式会社法務・コンプライアンス部部长
黒見 敬三	住友商事株式会社文書総務部長
澤口 実	森・濱田松本法律事務所弁護士
静 正樹	株式会社東京証券取引所取締役常務執行役員
関 孝哉	コーポレート・プラクティス・パートナーズ株式会社代表取締役
武井 一浩	西村あさひ法律事務所弁護士
田代 有一	キヤノン株式会社法務統括センター 上席担当部長
寺下 史郎	株式会社アイ・オールジャパン代表取締役社長CEO
濱口 大輔	企業年金連合会運用執行理事
広瀬 雅行	公益社団法人日本監査役協会会長
藤田 友敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
古本 省三	新日鐵住金株式会社法務部長
柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科教授

【オブザーバ】

竹林 俊憲	法務省民事局参事官
油布 志行	金融庁総務企画局参事官（前企業開示課長）

【平成27年7月時点(敬称略)】

(参考)研究会の成果の概要

- コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会での検討を踏まえ、①我が国企業のプラクティス集、②英米における取組の概要、③法的論点に関する解釈指針、④D&O保険の実務上の検討ポイントの4点の成果物を作成。

現状の課題

1. コーポレートガバナンス・コードへの対応

- ◆ コードが想定する企業実務は我が国企業になじみのあるものばかりではない。
- ◆ 社外取締役の導入を検討したものの、どのような職務を担ってもらうのか分からない。



- 社外取締役の活用を含む取締役会の実務について、国内(326件)及び海外(112件)の具体例(ボード・プラクティス)を収集・整理。

2. 役員報酬によるインセンティブの付与

- ◆ 欧米で一般的に利用されている株式報酬を利用するための仕組みが整備されていない。
- ◆ 役員報酬が固定報酬中心であり、業績向上のインセンティブが効きにくい。



- いわゆるパフォーマンス・シェアやリストラクテッド・ストックを発行する手続きを明確化。
- 国内外の役員報酬の事例を収集し、中期計画との連動等、業績連動報酬の設計などについて整理。

3. 会社補償やD&O保険による適切なリスク低減

- ◆ 英米で一般的に利用されている会社補償について、法制上の取扱いが不明確。
- ◆ D&O保険について、条件設定によっては適切な保護がなされないおそれ。また、保険料の役員個人負担分が存在。



- 会社法上、一定の要件や範囲の下、会社補償が可能であることを明確化。
- D&O保険の保険条件を確認する際の実務上のポイントや、保険料を全額会社負担する手続きを整理。

4. 取締役会の実効的な監督

- ◆ 取締役会で沢山の個別具体的な業務執行の決定を求められ、経営の基本方針の検討や監督機能の強化ができないなど、会社法の解釈をめぐる問題が存在。



- 取締役会への上程事項、社外取締役の業務・監視義務の範囲等について、会社法上の解釈を明確化。

3. 「攻めの経営」を促す役員給与等に 係る税制の整備

役員報酬に関する現行税法上の取扱い（平成28年度改正前）

役員給与(ストック・オプションによるものを除く)の取扱い

[法人税]

内国法人がその役員に対して支給する給与のうち、以下に掲げる給与のいずれかに該当するものの額については、原則として、損金の額に算入される。

- ① 定期同額給与(法人税法第34条第1項第1号)
1ヶ月以下の一定期間ごとに同額で支給するもの。
- ② 事前確定届出給与(同項第2号)
事前の届出に従い、所定の時期に確定額を支給するもの。
(確定額とは、支給額の上限のみを定めたもの及び一定の条件を付すことにより支給額が変動するものは含まれないと解されている。)
- ③ 利益連動給与(同項第3号)
利益に連動して支給する給与で、以下の要件等を満たすもの。
 - ・算定指標：**当該事業年度の利益**に関する指標を基礎としていること。
(現行、純粋な利益指標(営業利益、当期純利益)等とされ、ROE、ROA等は含まれないものと解されている。)
 - ・算定方法：**確定額を限度**としているものであり、かつ、**他の業務執行役員**に対して支給する利益連動給与に係る**算定方法と同様のもの**であること。
 - ・対象会社：**同族会社に該当しない内国法人**であり、かつ、**有価証券報告書提出法人**であること。
 - ・プロセス：**報酬委員会の決定**(指名委員会等設置会社)や**監査役適正書面の提出**(監査役会設置会社)等の手続きを経ていること。また、**算定方法が有価証券報告書等により開示**されていること。

ストック・オプション(※)による給与の取扱い

[所得税]

ストック・オプションの付与時ではなく、**権利行使時において**、行使時の株式の時価と行使価格との差額が、そのストック・オプションを付与された役員等に**給与所得等として課税される**(所得税法施行令第84条)。

※ 一定の要件のもと、株式を売却するまで課税が繰り延べられる税制適格ストック・オプションを除く。

[法人税]

役員等に**給与所得等が生じた日**に法人が役務提供を受けたものとして、**同日の属する事業年度において新株予約権を対価とする費用の額が損金の額に算入される**(法人税法第54条第1項)。

「攻めの経営」を促す役員給与等に係る税制の整備（平成28年度税制改正）

○我が国企業の「稼ぐ力」向上に向けた「攻めの経営」を促すべく、企業経営者に適切なインセンティブを付与するため、役員給与における一定の株式報酬や業績連動報酬の導入促進等を図る。

改正概要

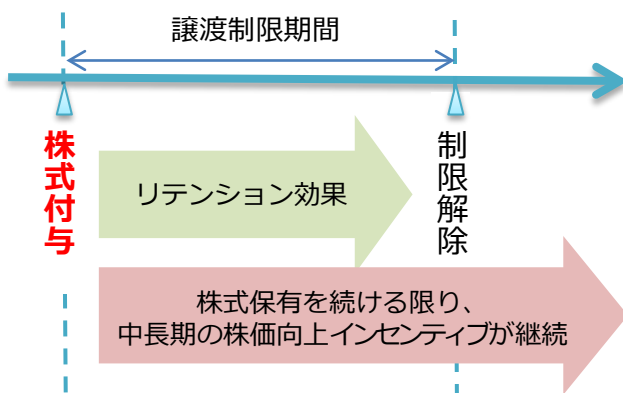
- 役員に支給した一定の株式報酬(リストラクテッド・ストックによる給与)を届出が不要となる事前確定届出給与の対象とする等の制度整備が行われた。
- 利益連動給与の算定の基礎となる利益の状況を示す指標の範囲について明確化が行われた。

株式報酬

- 役員給与として支給された一定の譲渡制限付株式(いわゆるリストラクテッド・ストック)による給与を届出が不要となる事前確定届出給与の対象とする制度整備が行われた。
- 併せて、リストラクテッド・ストックの交付に係る経済的利益について、株式交付日ではなく譲渡制限解除日にその日における価額により課税されることの明確化等が行われた。

【参考】リストラクテッド・ストックとは

- ◆ 一定期間の譲渡制限が付された現物株式を報酬として付与するもの。
- ◆ 当該期間中は株式の譲渡が制限されるため、役員のリテンション効果があり、また、株主目線の経営を促す効果を有する。
- ◆ 欧米では、譲渡制限期間中に一定の勤務条件等を付し、条件が満たされない場合に株式が没収される等の設計とすることが一般的。



業績連動報酬

- 法人税法上、損金算入となる「利益連動給与(同法第34条第1項第3号)」の算定の基礎となる利益の状況を示す指標の範囲について、純粋な利益指標(営業利益、経常利益等)に加え、ROE、ROA等の一定の利益関連指標が含まれることの明確化が行われた。

税制措置の効果

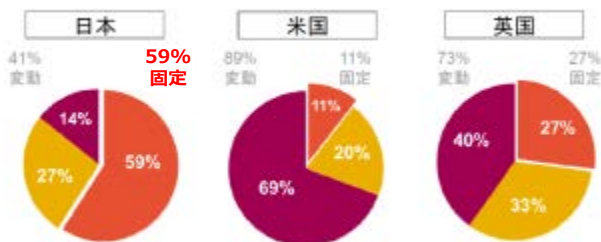
- 株式報酬や業績連動報酬の導入が促進されることで、経営者に中長期的な企業価値向上のインセンティブを与え、我が国企業の「稼ぐ力」向上につなげる。
- 特に、株式報酬については、経営陣に株主目線での経営を促したり、中長期の業績向上インセンティブを与えるといった利点があり、その導入拡大は海外を含めた機関投資家の要望に応えるもの。

株式報酬、業績連動報酬の導入促進の効果

- 現状、我が国企業の役員報酬は**固定報酬中心**であり、業績向上のインセンティブが十分働いていない。

日米英CEO報酬比較(売上高等1兆円以上企業、2013年)

報酬ミックス比較



■基本報酬 ■業績連動賞与 ■長期インセンティブ(株式報酬等)
※固定報酬＝基本報酬、変動報酬＝業績連動賞与＋長期インセンティブ(株式報酬等)

出典：タワースワトソン株式会社 第13回コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会発表資料より



- 株式報酬や業績連動報酬の導入を促進することで、**経営者に中長期の企業価値向上のインセンティブ**を付与。



- 我が国企業の**ローリスク・ローリターン**の経営からの脱却、「稼ぐ力」の向上。

機関投資家の声

- **日本では経営者が自社株を持っていない**。欧米では極めて一般的である株式保有ガイドラインでは、例えばCEOは在任中には年間基本報酬の3～5倍相当の株式を継続保有することを求めている。実際に**経営者の株式保有数は投資の一判断要素である**。
- 金銭報酬と株式報酬をうまく組み合わせることが必要と考えている。中でも、株式報酬は様々な設計が可能で、**経営陣に株主目線での経営を促したり、中長期の業績向上インセンティブを与えるなど、非常に有効な手段**。
- 経営者に中長期的な成長を志向するよう促すには、**自社株をどれだけ保有させるかが、重要なポイント**。大量の株を持っている経営者なら、中長期的に企業価値が下落するような施策は取りにくい。

II. 新たな株式報酬の導入・利益連動給与に関する Q&A

～平成 28 年度税制改正を踏まえて～

第 1 「特定譲渡制限付株式」(いわゆる「リストラクテッド・ストック」)に関する Q&A

1 「特定譲渡制限付株式」の概要

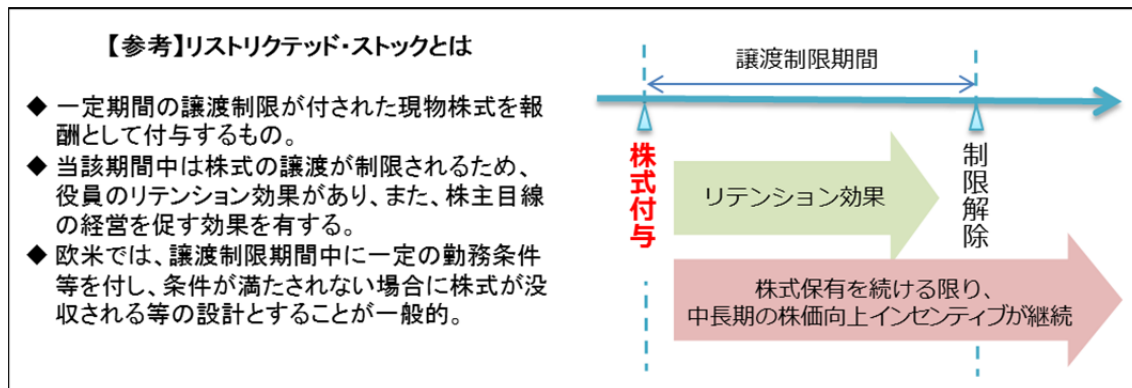
Q1-1 「特定譲渡制限付株式」に関する税制措置の概要はどのようなものですか。

法人からその法人の役員又は従業員等(以下「役員等」といいます。)にその役員等による役務提供の対価として交付される一定期間の譲渡制限その他の条件が付されている株式(以下「特定譲渡制限付株式」といいます。)について、その役員等における所得税の課税時期については、譲渡制限期間中はその特定譲渡制限付株式の処分ができないこと等に鑑み、その特定譲渡制限付株式の交付日ではなく、譲渡制限解除日となることが明確化されました。

この所得税における課税時期の明確化に伴い、その法人においては、その役員等における所得税の課税時期として所得税法等の規定により給与等課税事由が生じた日(その特定譲渡制限付株式の譲渡制限解除日)にその役務提供を受けたものとされ、その役務提供に係る費用の額は、同日の属する事業年度において損金の額に算入することとされました。

また、役員給与として特定譲渡制限付株式が交付された場合には、原則として事前確定届出給与の要件に該当する特定譲渡制限付株式による給与の額は損金の額に算入されます(⇒Q2-2を参照)が、この特定譲渡制限付株式による給与のうち株式交付等のスケジュールに係る要件を満たすものについては、事前確定届出給与の届出が不要とされました。

これらの税制措置により、諸外国で役員報酬として一般的に用いられている、いわゆるリストラクテッド・ストック(RS)について、我が国においても導入が促進される効果が期待されます。



Q1-2 税制措置の対象となる「特定譲渡制限付株式」とはどのようなものですか。

法人税法等及び所得税法施行令等においてそれぞれ規定されており、具体的には、次の①及び②の各要件を満たす株式（以下「譲渡制限付株式」といいます。）であって、次の③及び④の各要件を満たすものとされています。

- ① 一定期間の譲渡制限が設けられている株式であること（⇒Q1-3を参照）
- ② 法人により無償取得（没収）される事由（無償取得事由）として勤務条件又は業績条件が達成されないこと等が定められている株式であること（⇒Q1-4を参照）
- ③ 役務提供の対価として役員等に生ずる債権の給付と引換えに交付される株式等であること（⇒Q1-5を参照）
- ④ 役務提供を受ける法人又はその法人の株式等の全部を直接に保有する親法人の株式であること（⇒Q1-6を参照）

なお、役員給与として特定譲渡制限付株式が交付された場合には、事前確定届出給与の要件に該当する特定譲渡制限付株式による給与の額については、原則として損金の額に算入されます（⇒Q2-2を参照）。

【参照条文：法人税法第34条、第54条、所得税法施行令第84条 等】

Q1-3 譲渡制限付株式の譲渡制限に関する要件とはどのようなものですか。

「譲渡（担保権の設定その他の処分を含む。）についての制限がされており、かつ、当該譲渡についての制限に係る期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）が設けられていること（法人税法施行令第111条の2第2項第1号、所得税法施行令第84条第1項第1号）」とされています。この譲渡制限期間については、中期経営計画の対象期間のサイクルと一致させて3年～5年といった期間を設定すること等が考えられます。

なお、譲渡制限の手法としては、種類株式を用いるほか、普通株式を用いた上で、法人とその役員等との契約において制限することが考えられます。

Q1-4 譲渡制限付株式の無償取得（没収）の要件とはどのようなものですか。

譲渡制限付株式は、「法人が無償で取得することとなる事由（以下「無償取得事由」といいます。）が定められていること」が要件とされています。

この譲渡制限付株式として認められるために必要な無償取得事由は、役員等が「譲渡制限期間内の所定の期間勤務を継続しないこと」「勤務実績が良好でないこと」といった『役員等の勤務の状況に基づく事由』又は「法人の業績があらかじめ定めた基準に達しないこと」といった『法人の業績等の指標の状況に基づく事由』に限ることとされています（法人税法施行令第111条の2第2項第2号、所得税法施行令第84条第1項第2号）。

なお、無償取得の手法としては、種類株式を用いるほか、普通株式を用いた上で、法人とその役員等との契約において無償取得事由を定めることが考えられます（⇒Q1-3を参照）（具体的な無償取得事由の定め方については、「Ⅲ．譲渡制限付株式割当契約書（例）」第3

条を参照)。

Q1-5 「特定譲渡制限付株式」となる譲渡制限付株式の対象範囲はどのようなものですか。

役務提供の対価として役員等に生ずる債権の給付と引換えにその役員等に交付される譲渡制限付株式のほか、その役員等に給付されることに伴ってその債権が消滅する場合のその給付された譲渡制限付株式が対象とされています(法人税法第54条第1項、所得税法施行令第84条第1項)。

すなわち、その役員等に生ずる債権の現物出資と引換えに交付されるその役務の提供を受ける法人若しくはその法人の発行済株式等の全部を直接に保有する親法人(以下「完全親法人」といいます。)の譲渡制限付株式又はその法人によって給付されたその法人が有していたその完全親法人の譲渡制限付株式が該当することになります。

なお、役務の提供を受ける法人の完全親法人の株式を交付する場合には、役員等が役務の提供を受ける法人に対する債権を、その完全親法人に対して現物出資する(その結果、その完全親法人がその債権を取得することになる)ことが考えられます(※)。

※ 役務の提供を受ける法人が役員等に対して負う債務について、その完全親法人が債務引受けをした上で、その債務引受けによりその完全親法人に対する債権となった債権を、役員等がその完全親法人に対して現物出資することも考えられます。

Q1-6 特定譲渡制限付株式となる完全親法人の株式とはどのようなものですか。

役員等が業務に従事する(=役員等から役務提供を受ける)法人の親会社がいわゆる純粋持株会社の場合等、親子会社が事実上一体となっている場合に、子会社の役員等に親会社の株式を交付するニーズがあることを踏まえ、その役務提供を受ける法人の完全親法人の株式についても対象とされています。

なお、完全親法人の株式を交付する場合は、原則として、その交付の時点において、「譲渡制限期間中は子法人の株式等の全部を直接に保有する関係が継続することが見込まれていること」が要件となります。

Q1-7 「特定譲渡制限付株式」については、議決権、配当受領権があってもよいのですか。

議決権、配当受領権を有していてもよく、これらの有無は、税務上の取扱いに影響しません。

2 法人税法上の取扱いについて(各論)

Q2-1 役員に支給する「特定譲渡制限付株式による給与」の額は、損金算入となりますか。

法人がその役員に対して支給する給与(役員給与)については、①定期同額給与、②事前確定届出給与及び③利益連動給与のいずれかに該当するものの額は、その法人の各事業年度の所得の金額の計算上、原則として、損金の額に算入することとされています。

役員に支給する「特定譲渡制限付株式による給与」については、その特定譲渡制限付株式の交付までの手続等を踏まえると、上記②の事前確定届出給与の要件を満たすことができると考えられ、その要件を満たす場合には事前確定届出給与に該当する「特定譲渡制限付株式による給与」となり、その支給額は損金の額に算入されます（⇒Q2-2を参照）。

なお、事前確定届出給与に該当するためには、納税地の所轄税務署長に「その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに関する届出」をしていることが必要とされていますが、株式交付等のスケジュールに係る要件を満たす「特定譲渡制限付株式による給与」については、その届出は不要とされています（⇒Q2-3を参照）。

Q2-2 「事前確定届出給与」に該当する「特定譲渡制限付株式による給与」となるための要件とはどのようなものですか。

法人がその役員に支給する「特定譲渡制限付株式による給与」が事前確定届出給与に該当するためには、「その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定め」に基づいて「特定譲渡制限付株式による給与」が支給されることが必要となります。

すなわち、その役員の職務執行開始当初に、その役員の職務執行期間（＝将来の役務提供）に係る報酬債権の額（支給額）が確定し、所定の時期までにその役員によるその報酬債権の現物出資と引換えに譲渡制限付株式が交付されることが必要となります。

そのため、職務執行開始当初にその報酬債権の額（支給額）が確定せず、実際の勤務状況や業績状況に応じて、報酬債権の額が決まる場合には、事前確定届出給与に該当しません。

- 法人が、その役員から職務執行開始当初に一括して確定額の報酬債権を現物出資され、その引換えに譲渡制限付株式を交付し、一定期間の勤務状況や業績状況に応じて譲渡制限を解除するもの
⇒ 当初時点で支給額が確定しているため、事前確定届出給与に該当します。
- × 法人が、その役員から職務執行開始から一定期間経過後、それまでの勤務状況や業績状況に応じて金額が確定した報酬債権を現物出資され、その引換えに譲渡制限付株式を交付するもの
⇒ 当初時点で支給額が確定しないため、事前確定届出給与には該当しません。

Q2-3 「届出が不要となる事前確定届出給与」に該当するための株式交付等のスケジュールに係る要件とはどのようなものですか。

「届出が不要となる事前確定届出給与」の要件として、報酬決議及び特定譲渡制限付株式の交付に係る期限が設けられています。

具体的には、職務の執行の開始の日（原則、定時株主総会の日）から1月を経過する日

までに株主総会等（株主総会の委任を受けた取締役会を含むものと解されます。）の決議により取締役個人別の確定額報酬についての定め（その決議の日からさらに 1 月を経過する日までに、その職務につきその役員に生ずる債権の額に相当する特定譲渡制限付株式を交付する旨の定めに限ります。）がされ、その定めに従って交付されることが要件とされています（法人税法施行令第 69 条第 2 項）（⇒具体的な想定スケジュールについては、Q7-1 を参照）。

Q2-4 当社の取締役の任期は 2 年ですが、その取締役の 2 年目の給与として新たに「特定譲渡制限付株式による給与」を支給する場合の事前確定届出給与としての取扱いはどのようなになりますか。

事前確定届出給与としての取扱いについては、役員の任期が複数年の場合であっても、通常、定時株主総会をもって毎年職務執行開始日が到来するものと解されます。

このため、例えば、2 年目の任期に該当する役員に対して、新たに「特定譲渡制限付株式による給与」として特定譲渡制限付株式を交付する場合であっても、2 年目の職務執行開始日に該当する日（原則、2 年目の定時株主総会の日）から所定の期限までに所定の要件（⇒Q2-3 を参照）を満たしているときは、「届出が不要となる事前確定届出給与（⇒Q2-3 を参照）」に該当する「特定譲渡制限付株式による給与」となると考えられます。

ただし、この場合の「特定譲渡制限付株式による給与」のうちに、1 年目の職務執行期間に係る給与が含まれている場合には、職務執行開始日から 1 月を経過する日までに決議が行われている等の要件を満たさないため、事前確定届出給与には該当しません。

Q2-5 「特定譲渡制限付株式による給与」の額の損金算入時期及び損金算入額についてはどのようなになりますか。

損金算入時期については、役員等に給与等課税事由（※1）が生じた日（＝特定譲渡制限付株式の譲渡制限が解除された日）においてその法人がその役員等から役務提供を受けたものとして、その役務提供に係る費用の額（損金算入額）をその法人の同日の属する事業年度の損金の額に算入することとされています（※2）（⇒Q3-1 も参照）。

また、損金算入額については、原則として、その譲渡制限が解除された特定譲渡制限付株式の交付と引換えにその役員等により現物出資された報酬債権等の額とされています（⇒具体的な処理例については、Q7-2 を参照）。

※1 所得税法上の給与所得、事業所得、退職所得及び雑所得が生じる事由

※2 役員の場合には事前確定届出給与に該当するものに限りません。

Q2-6 海外に居住する役員等に「特定譲渡制限付株式による給与等」を支給した場合についても、損金算入の対象となりますか。

役員等が非居住者である場合には、特定譲渡制限付株式の譲渡制限が解除された日に生

ずる所得は、所得税法上は給与所得等ではないこととされるため、給与等課税事由は生じません。このため、役務提供を受ける法人においては、損金算入の対象とはなりません。

Q2-7 「特定譲渡制限付株式」の交付後、法人が組織再編成を行った場合にはどのようになりますか。

特定譲渡制限付株式を交付する法人を当事者とする合併又は分割型分割が行われた場合に、その法人以外のその合併又は分割型分割に係る法人が、その特定譲渡制限付株式に係る契約関係を承継し、「承継譲渡制限付株式」を交付する場合があります。

例えば、特定譲渡制限付株式を交付している A 社（消滅会社）と B 社（存続会社）が合併（※）し、その合併の対価としてその特定譲渡制限付株式を有する A 社役員等に交付される B 社株式が譲渡制限付株式（一定期間の譲渡制限及び無償取得事由（⇒Q1-3 及び 1-4 を参照）といった条件が付されている株式）に該当する場合に、その B 社株式は「承継譲渡制限付株式」となります。この場合には、その合併の日においては課税関係は生じず、その B 社株式の譲渡制限解除日（＝その役員等における給与等課税事由が生ずる日）においてその役員等から役務提供を受けたものとして、B 社はその役員等の役務提供に係る費用の額を同日の属する事業年度において損金の額に算入することとなります。

なお、合併及び分割型分割を含む組織再編成に際して、法人とその役員等との間のインセンティブ構造が大幅に変更されること等の理由から、その時点で特定譲渡制限付株式に関する権利関係を一旦清算（組織再編成時までの期間分の特定譲渡制限付株式について譲渡制限を解除し、将来分の特定譲渡制限付株式については無償取得する）し、必要に応じて再編後新たに再編後の法人の特定譲渡制限付株式を交付するといった実務上の工夫も考えられます（⇒「Ⅲ．譲渡制限付株式割当契約書（例）」第 4 条を参照）。

※ 合併のほか、分割型分割についても同様とされています。

Q2-8 「特定譲渡制限付株式」が無償取得（没収）された場合の税務処理はどのようになりますか。

法人が役員等から株式を無償取得することとなった部分については、役員等から役務の提供につき給与等課税事由が生じないため、法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入されません（法人税法第 54 条第 2 項）。

Q2-9 「特定譲渡制限付株式」に関する税制措置の適用関係はどのようになりますか。

特定譲渡制限付株式に関する税制措置のうち損金算入時期を役員等に給与等課税事由が生じた日の属する事業年度とする措置については、法人が平成 28 年 4 月 1 日以後にその交付に係る決議（その決議が行われない場合には、その交付）をする特定譲渡制限付株式及びその特定譲渡制限付株式に係る承継譲渡制限付株式について適用されます。

なお、事前確定届出給与に該当する「特定譲渡制限付株式による給与」の届出を不要と

することについては、法人の平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用されます。

3 所得税法上の取扱いについて（各論）

Q3-1 「特定譲渡制限付株式」を交付された役員等の所得税の課税関係についてはどのようなになりますか。

いわゆるリストラクテッド・ストックについては、譲渡制限期間中の処分が制限され、また、没収される可能性があります。

こうした点を踏まえ、特定譲渡制限付株式に関する所得税の課税時期については、その特定譲渡制限付株式の譲渡制限が解除された日における価額が、所得税法上の収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額とされています（※）（所得税法施行令第 84 条第 1 項）。また、その役員等に給与所得等として課税がされた場合には、その法人に源泉徴収義務が生ずることになります。

なお、譲渡制限付株式の交付に先だって付与される報酬債権には、課税関係は発生しません。

※ 法人における損金算入額とその役員等の所得税の課税対象となる額とは一致しないことが想定されます。

Q3-2 「特定譲渡制限付株式」から生ずる配当金については、どのような取扱いになりますか。

特定譲渡制限付株式から生ずる配当金がある場合には、通常の株式配当金と同様に、配当があった時点で配当課税されます。

Q3-3 「特定譲渡制限付株式」の交付後に組織再編成があった場合、所得税法上の取扱いはどのようなになりますか。

所得税法施行令第 84 条第 1 項の規定により、特定譲渡制限付株式を交付する法人に合併等の組織再編成があり、その特定譲渡制限付株式を有する役員等に対して新たに交付される株式に一定期間の譲渡制限及び無償取得事由（⇒Q1-3 及び 1-4 を参照）といった条件が付されている場合、新たに交付される株式について、その役員等に所得課税が生ずるのは、その譲渡制限が解除された日となります（⇒法人税法上の課税関係に関しては、Q2-7 を参照）。

なお、Q2-7 同様、組織再編成に際して、その時点で特定譲渡制限付株式に関する権利関係を一旦清算（組織再編成時までの期間分の特定譲渡制限付株式について譲渡制限を解除し、将来分の特定譲渡制限付株式については無償取得する）し、新会社で必要に応じて組織再編成後新たに新会社の特定譲渡制限付株式を交付するといった実務上の工夫も考えられます（⇒「Ⅲ．譲渡制限付株式割当契約書（例）」第 4 条を参照）。

4 会社法上の取扱いについて

Q4-1 取締役に対して「特定譲渡制限付株式」を交付する場合、会社法上の取扱いを踏まえてどのような手続きが必要となりますか。

<監査役会設置会社の場合>

自社の株式を特定譲渡制限付株式として交付する場合における会社法上の取扱いを踏まえた基本的な流れは以下の通りです。

- ① 株主総会において取締役全体に対する報酬総額を決議
- ② 取締役会において取締役個人に対する金銭報酬債権の付与を決議
- ③ 取締役会において株式の第三者割当て（新株の発行又は自己株式の処分）を決議
- ④ 会社と各取締役との間で特定譲渡制限付株式に関する契約（割当契約）を締結
- ⑤ 払込期日において、各取締役による上記②の金銭報酬債権の現物出資と引換えに、各取締役に特定譲渡制限付株式を交付

<監査等委員会設置会社の場合>

上記①において、監査等委員である取締役の報酬総額とそれ以外の取締役の報酬総額とは区別して株主総会で決議する必要があります。また、上記②について、監査等委員である取締役個人の報酬は、監査等委員である取締役の協議によって定めることとなります。

<指名委員会等設置会社の場合>

上記①が不要となるとともに、上記②の決議は報酬委員会によることとなります（具体的なスケジュールは、Q7-1を参照）。

上記①の株主総会決議に関し、取締役に対して会社法上報酬として付与される金銭報酬債権が譲渡制限付株式と引換えに現物出資されるという実質を踏まえ、既存の金銭報酬の枠を利用するのではなく、改めて金銭報酬としての株主総会決議による承認を得ることとし、その際には、その金銭報酬債権が譲渡制限付株式と引換えに現物出資されることや、その譲渡制限付株式の概要についても説明することが望ましいと考えられます（⇒「IV. 株主総会報酬議案（例）」を参照）。

なお、取締役について上記①の株主総会決議を得る場合には、会社法第361条第1項第1号の確定額報酬として決議を得る（確定額で報酬の上限を決定する場合もこれに含まれます。）ことが考えられます。法人税法第34条第1項第2号に規定する「届出が不要となる事前確定届出給与」に該当する「特定譲渡制限付株式による給与」として特定譲渡制限付株式を交付するためには、職務執行開始日（原則、定時株主総会の日）から1月を経過する日までに上記②の取締役会決議等により取締役個人別の確定額報酬決議を行うことが必要となります（⇒Q2-3を参照）。

また、上記④の特定譲渡制限付株式に関する契約（割当契約）の締結については、重要

な業務の執行（会社法第 362 条第 4 項）に該当する場合があると考えられるほか、取締役や執行役との間で締結する場合には、利益相反取引として取締役会の承認を要することとなり得ると考えられます（会社法第 356 条第 1 項第 2 号、第 365 条第 1 項、第 419 条第 2 項）。そのように特定譲渡制限付株式に関する契約（割当契約）の締結について取締役会の承認を要することとなる場合には、上記③の株式の第三者割当ての決議と併せて取締役会の決議を得ることが考えられます。

Q4-2 役員等への株式交付の方法についてはどのようなものがありますか。

新株発行のほか、自己株式の処分での交付も可能です。自社の株式をその役員等に交付する場合には、いずれの方法でも株主総会又は取締役会において募集事項を決定することが必要となりますが、公開会社においては、有利発行でない限り、取締役会の決議で募集事項を決定する事が可能です（会社法第 199 条～第 201 条）。なお、新株発行の場合には登記が必要となることに留意する必要があります。

Q4-3 金銭報酬債権の現物出資については、検査役の調査が必要になりますか。

会社法上、現物出資については、原則として、裁判所の選任する検査役の調査を受けることが必要となります（会社法第 207 条）。しかし、割り当てる株式の総数が発行済株式の総数の 10 分の 1 を超えない場合等には、検査役の調査は不要となりますので（同条第 9 項第 1 号等）、役務提供の対価としての譲渡制限付株式の交付の場合においては、通常はその交付する譲渡制限付株式の総数が発行済株式の総数の 10 分の 1 を超えることは考えられないため、検査役の調査は不要となると考えられます。

Q4-4 譲渡制限の定めを付す方法についてはどのようなものがありますか。

株式に譲渡制限の定めを付す方法としては、種類株式を発行する方法（会社法第 108 条）のほか、会社とその役員等との契約による方法があります（⇒Q1-3 を参照）。種類株式を発行する方法においては、定款変更や種類株主総会等、種類株式についての会社法上の規律に服することになります。

Q4-5 株式の無償取得については、会社法上どのような扱いとなりますか。

会社法上、会社は無償で自社の株式を取得することができると規定されていますが（会社法第 155 条第 13 号、会社法施行規則第 27 条第 1 号）、無償取得の手続については特に規定されていないため、会社とその役員等との間の合意があれば、会社がその役員等から自社の株式を無償取得することができると考えられます。

なお、振替株式については、無償取得の効力発生には振替が完了している必要があります。特に契約上組織再編成等の場合において無償取得すべき期限があらかじめ定められているときには（⇒「Ⅲ. 譲渡制限付株式割当契約書（例）」第 4 条参照）、その期限までに

振替が完了するよう、事前に振替の申請手続を行っておく必要があります。

5 会計上の取扱いについて

Q5 役員等に「特定譲渡制限付株式」を交付した場合の会計処理はどのようになりますか。

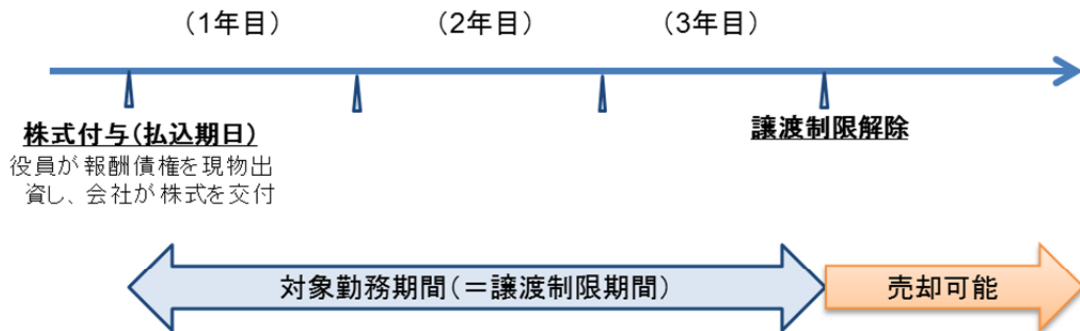
法人がその役員等に報酬債権を付与し、その役員等からのその報酬債権の現物出資と引換えにその役員等に特定譲渡制限付株式を交付した場合には、その付与した報酬債権相当額を「前払費用等の適当な科目（以下「前払費用等」といいます。）」で資産計上するとともに、現物出資された報酬債権の額を会社法等の規定に基づき「資本金（及び資本準備金）（以下「資本金等」といいます。）」として計上します（注）。

特定譲渡制限付株式の交付後は、現物出資等をされた報酬債権相当額のうちその役員等が提供する役務として当期に発生したと認められる額を、対象勤務期間（＝譲渡制限期間）を基礎とする方法等の合理的な方法により算定し、費用計上（前払費用等の取崩し）することが考えられます。なお、付与した報酬債権相当額のうち譲渡制限解除の条件未達により会社が役員等から株式を無償取得することとなった部分（役員等から役務提供を受けられなかった部分）については、その部分に相当する前払費用等を取崩し、同額を損失処理することなどが考えられます。

具体的には、以下のような会計処理が考えられます。

<前提事項>

- 払込金額・株式数: 役員から報酬債権3,000万円の現物出資を受け、特定譲渡制限付株式300株を発行する。
- 期間: 株式付与から譲渡制限解除までの期間は3年間とする。
- 譲渡制限解除の条件: 譲渡制限期間中、勤務を継続すること。



<勤務条件を達成し、3年後、全ての株式の譲渡制限が解除された場合> (単位: 万円)

時系列	会計処理例
報酬債権付与及び株式発行時(注)	前払費用等 3,000 / 資本金等 3,000
役務提供(1年目)	株式報酬費用 1,000 / 前払費用等 1,000
役務提供(2年目)	株式報酬費用 1,000 / 前払費用等 1,000
役務提供(3年目)	株式報酬費用 1,000 / 前払費用等 1,000

注: 特定譲渡制限付株式の付与を新株の発行ではなく自己株式の処分による場合には、自己株式の帳簿価額を減額し、自己株式の処分の対価(報酬債権相当額)と帳簿価額との差額である処分差額(「自己株式処分差益」又は「自己株式処分差損」)を、その他資本剰余金として処理します。また、その処理の結果、その他資本剰余金の残高が負の値となった場合には、会計期間末において、その他資本剰余金を零とし、その負の値をその他利益剰余金(繰越利益剰余金)から減額します。

6 その他の論点

Q6-1 株式付与時における株価の参照時点はどのように処理すればよいですか。

報酬債権額を確定する「報酬決定決議」(⇒Q4-1の②参照)と払込金額・現物出資財産の価額を決定する「第三者割当決議」(⇒Q4-1の③参照)の時点が異なる場合、株価の参照時点が異なることにより、「報酬決定決議」の額(事前確定届出給与として決議した報酬債権の額)と株式の交付に際して現物出資する財産の価額が一致しなくなり、事前確定届出給

与に該当しなくなる可能性があります。

このため、実務上は、「報酬決定決議」と「第三者割当決議」を同一の取締役会で決議するなど、報酬債権額と払込金額・現物出資財産の価額に同一の株価を参照させることが考えられます。

なお、具体的な株価の参照方法としては、例えば取締役会決議日の前取引日の終値等の株価を参照する方法が考えられます。

Q6-2 譲渡制限解除日における役員等の所得税の納税資金を確保する際、インサイダー取引規制が制約となる場合がありますが、何か方策はありますか。

特定譲渡制限付株式については、譲渡制限が解除された日において役員等に給与所得課税が生ずることになりますが、この際インサイダー取引規制により保有株式を売却できない場合も想定されます。このような場合に備えて、その役員等の所得税に係る納税資金を確保するため、いわゆる「知る前契約（※）」の活用により、譲渡制限解除日に一定比率の株式を売却する旨を事前に定めておくといった実務上の工夫も考えられます。

※ 業務等に関する重要事実を知る前に締結されたその上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約（金融商品取引法第 166 条第 6 項第 12 号）。なお、その要件の詳細については、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 59 条第 1 項第 14 号を満たすこと等が考えられます。

Q6-3 「特定譲渡制限付株式」については、譲渡制限期間中に口座管理等を行う必要がありますか。

必須ではありませんが、法人とその役員等との契約により譲渡を制限する場合には、その履行を担保するため、実務上の工夫として、口座管理等の仕組みを活用することも考えられます。

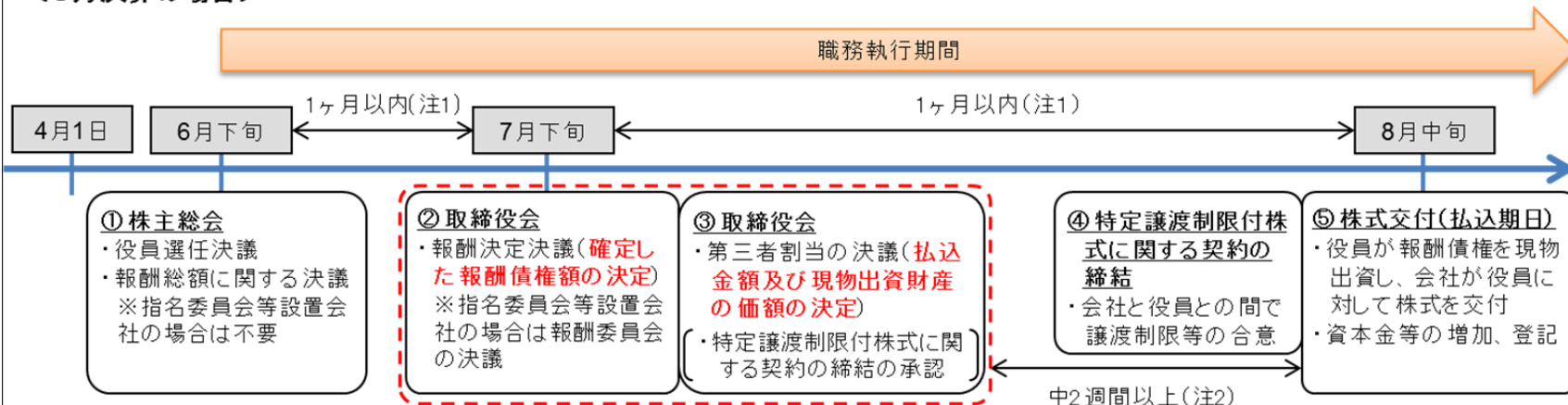
7 これまでの解説を踏まえた具体例

Q7-1 「特定譲渡制限付株式」の交付は、どのようなスケジュールで行えばよいですか。

特に、会社法の手続（⇒Q4-1 を参照）及び法人税法上の事前確定届出給与の手続（⇒Q2-2 及び 2-3 を参照）に留意したスケジュールを設定する必要があります。

3 月決算の公開会社において、自社の取締役に対して自社の普通株式を発行する場合は、例えば以下のようなスケジュールが想定されます。

<3月決算の場合>



【②、③の取締役会について】

- 法人税法上、損金算入できる「特定譲渡制限付株式」は、②の取締役会時点で報酬債権の額が確定している必要があります。
- 第三者割当に際して現物出資する報酬債権の額は③の取締役会で決議した額となります。

「②報酬決定決議」と「③第三者割当決議」を同一の取締役会で決議するなど、報酬債権額と払込金額に同一の株価を参照させることで、「②報酬決定決議」の額(事前確定届出給与として決議された報酬債権の額)と株式の交付に際して現物出資する額が一致しなくなるといった事態を防ぐことが可能となります。

なお、株価の参照方法としては、例えば取締役会決議日の前取引日の終値等の株価を参照する方法が考えられます。

注1: 事前確定届出給与として損金算入するためには職務の執行の開始の日(原則、定時株主総会の日)から1月を経過する日までに株主総会等(株主総会の委任を受けた取締役会を含むものと解されます。)の決議により取締役個人別の確定額報酬についての定め(その決議の日からさらに1月を経過する日までに、その職務につきその役員に生ずる債権の額に相当する特定譲渡制限付株式を交付する旨の定めに限ります。)がされ、その定めに従って交付されることが要件とされています(法人税法施行令第69条第2項)。

注2: 会社法第201条参照。なお、第三者割当の手续やスケジュールの検討に当たっては、会社法のほか、有価証券届出書の提出や適時開示の要否等、金融商品取引法や取引所規則等の規制も考慮する必要があります。

Q7-2 「特定譲渡制限付株式」を導入した場合の具体的な会計・税務の処理はどのようなものになりますか。

会計上の費用計上の時期及び金額については、付与した報酬債権相当額のうち役員等が提供する役務として当期に発生したと認められる額を、対象勤務期間（＝譲渡制限期間）を基礎とする方法等の合理的な方法により算定し、対象勤務期間の各期に費用計上することが考えられます（⇒Q5を参照）。

法人税法上の損金算入時期及び損金算入額については、役員等に給与等課税事由が生じた日（＝特定譲渡制限付株式の譲渡制限が解除された日）において役員等から役務提供を受けたものとして、その役務提供に係る費用の額を同日の属する事業年度の損金の額に算入することとされています（⇒Q2-5を参照）。

所得税法上の所得税の課税の時期及び金額については、特定譲渡制限付株式の交付を受けた日ではなく、特定譲渡制限付株式の譲渡制限が解除された日において同日における特定譲渡制限付株式の価額で役員等に給与等として課税されます（⇒Q3-1を参照）。

以上の扱いを、具体的なケースに当てはめると以下のとおりとなります。

【前提事項】

- 払込金額・株式数：役員から報酬債権3,000万円の現物出資を受け、特定譲渡制限付株式300株を発行する（@10万円×300株）。
- 期間：株式付与から譲渡制限解除までの期間は3年間とする。
- 譲渡制限解除の条件：譲渡制限期間中、勤務を継続すること。ただし、当該期間の途中で会社都合により退任した場合、その時点で在任期間部分に該当する株式を譲渡制限解除し、将来分については無償取得する。（※1）
- 制限解除時の時価：2年後@12万円、3年後@13万円とする。

※1 なお、業績達成条件を付した場合など、条件が充足されなかった等により無償取得することが明らかになった場合、見直し時点で費用計上額を調整することが考えられます。

<勤務条件を達成し、3年後、全ての株式の譲渡制限が解除された場合>

時系列	会計（費用計上）	法人税（損金算入）	所得税（課税所得）
付与时	—	—	—
1年目	1,000万円	—	—
2年目	1,000万円	—	—
3年目	1,000万円	—	—
制限解除時	—	3,000万円	3,900万円

<2年後に会社都合退任し、2年分の株式の譲渡制限が解除され、残り1年分が無償取得された場合>

時系列	会計（費用計上等）	法人税（損金算入）	所得税（課税所得）
付与时	—	—	—
1年目	1,000万円	—	—
2年目	1,000万円	—	—
退任時	1,000万円(*1)	2,000万円(*2)	2,400万円(*3)

(*1) 役員等から株式を無償取得することとなった部分(役員等から役務提供を受けられなかった部分)については、損失処理することなどが考えられます。

(*2) 給与等課税事由が生じない部分(1,000万円)については、損金算入されません。

(*3) 12万円×(300株×2/3)

第2 利益連動給与に関する Q&A

Q1 利益連動給与の算定指標の範囲については、どのようになりましたか。

利益連動給与の支給額の算定方法に関する要件におけるその算定の基礎となる指標については、「利益の状況を示す指標」とされ（法人税法第34条第1項第3号）、その範囲が次のとおりとされました（法人税法施行令第69条第8項）。

「利益の状況を示す指標」の範囲

次の（1）から（5）までの指標とされています。

なお、次の（1）の利益の額、次の（2）の支払利息等の費用の額及び受取利息等の収益の額並びに次の（3）①から③までの数又は金額については、有価証券報告書に記載されるべき事項とされています。

※（2）から（5）は、利益に関する指標に限ります。

（1） 利益の額（法人税法施行令第69条第8項第1号）

（具体例）

⇒営業利益、経常利益、税引前当期純利益、当期純利益 等

（2） 上記（1）の利益の額に、支払利息等の費用の額を加算し、又は受取利息等の収益の額を減算して得た額（同項第2号）

（具体例）

⇒EBITDA 等

（注）売上高の額は、売上総利益の額（利益の額）に売上原価の額（費用の額）を加算して得た額ですが、売上に関する指標であって、利益に関する指標ではないため、対象とはなりません。

（3） 上記（1）又は（2）の指標を次の①の数で除して得た額又は同指標の次の②から⑤までの金額のうちに占める割合（同項第3号）

①発行済株式の総数

※ 発行済株式からは、自己が有する自己の株式を除くこととされています。

②売上高等の収益の額

③支払利息等の費用の額

④総資産の帳簿価額

⑤自己資本の帳簿価額

（具体例）

⇒EPS、売上高営業利益率、ROA、ROE 等

(4) 確定値に対する増加額又は比率 (同項第 4 号)

自社又は他社の前期、過去 3 期平均等、既に数値として確定した目標値との差分や比率などが対象となります。

(具体例)

⇒当期利益 (前期比)、当期利益率 (計画比)、営業利益率 (前期他社比)、営業利益率 (当期他社比) 等

(5) 上記 (1) から (4) までの指標に準ずる指標 (同項第 5 号)

上記 (1) から (4) までの指標を組み合わせて得た指標等が対象となります。

(具体例)

⇒EBIT、ROCE、ROIC、部門別営業利益 等

なお、上記 (1) から (5) までの指標が自社の有価証券報告書に記載されるものに限ること、その支給額の算定方法が、上記 (1) から (5) までの指標を基礎とした客観的なものであり、その内容が有価証券報告書への記載等により開示されていること等の要件については、従来どおりとなっています。

(参考) 一般的に用いられる指標の例

前頁の区分	指標の例	算定方法の例
(1)	営業利益、経常利益、税引前当期純利益、当期純利益	-
(2)	EBITDA (利払・税引・減価償却前当期利益)	税引前当期純利益 + 減価償却費 + 支払利息
(3)	EPS (一株当たり当期純利益)	普通株式に係る当期純利益 / 普通株式の期中平均株式数
	売上高営業利益率	営業利益 / 売上高
	ROA (総資産利益率)	当期純利益 / (期首総資産 + 期末総資産) ÷ 2
	ROE (自己資本利益率)	当期純利益 / (期首自己資本 + 期末自己資本) ÷ 2
(4)	当期純利益 (前期比)	当期純利益 - 前期当期純利益
	当期利益率 (計画比)	(当期純利益 ÷ 売上高) / (計画当期純利益 ÷ 計画売上高)
	営業利益率 (前期他社比)	(営業利益 ÷ 売上高) / (前期他社営業利益 ÷ 前期他社売上高)
	営業利益率 (当期他社比)	(営業利益 ÷ 売上高) / (当期他社営業利益 ÷ 当期他社売上高)
(5)	EBIT (利払・税引前当期利益)	税引前当期純利益 + 支払利息 - 受取利息
	ROCE (使用資本利益率)	税引前当期純利益 / (総資産 - 短期負債)
	ROIC (投下資本利益率)	(営業利益 × (1 - 実効税率)) / ((期首株主資本 + 期首有利子負債) + (期末株主資本 + 期末有利子負債)) ÷ 2
	部門別営業利益	営業部門の営業利益

注：その他、利益に一定の調整を加えた「修正 ROE」、「平準化 EBITDA」や「潜在株式調整後 EPS」なども対象に含まれます。

Q2 役員間で異なる指標を採用することはできますか。

利益連動給与の支給額の算定方法に関する要件の1つとして、「他の業務執行役員に対して支給する利益連動給与に係る算定方法と同様のものであること」がありますが、この要件については、例えば、営業部門担当役員については営業利益を指標とし、財務部門担当役員についてはROEを指標とする等、役員の職務の内容等に応じて有価証券報告書に記載されている指標を用いて合理的に定められている場合には、役員ごとに指標が異なることを妨げるものではないと解されています。

Q3 支給額の算定方法に利益連動給与としての要件を満たす部分と満たさない部分とが混在する場合には、どのように取り扱われますか。

利益連動給与としての要件を満たす部分を明示的に切り分けられる場合には、利益連動給与としての要件を満たす部分については、利益連動給与に該当し、原則として損金算入ができると解されます。

Q4 連結財務諸表を提出している持株会社において、その連結財務諸表の指標を利益の状況を示す指標として用いることはできますか。

金融商品取引法等に基づいて連結財務諸表を提出している持株会社が、利益の状況を示す指標としてその連結財務諸表の指標を用いることは、連結ベースでの利益の状況に基づき株主等から評価がなされていることなどから、一定の合理性があると考えられます。

以上

III. 譲渡制限付株式割当契約書（例¹）

[会社名]（以下「甲」という。）及び[取締役名]（以下「乙」という。）は、乙の甲に対する金銭報酬債権の給付と引換えに交付される甲の普通株式に関し、平成●年●月●日付で、以下のとおり、譲渡制限付株式割当契約（以下「本契約」という。）を締結する²。

第1条（本株式の発行）

甲は、平成●年●月●日開催の甲の取締役会の決議に基づき、以下の要領で甲の普通株式●株を発行し、乙はそのうち●株（以下「本株式」といい、本株式の株数を「本株式数」という。）を引き受ける。

- | | |
|-------------------|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 普通株式●株 |
| (2) 募集株式の割当方法 | 第三者割当ての方法による。 |
| (3) 募集株式の払込金額 | 募集株式1株につき金●円 |
| (4) 払込金額の総額 | 金●円 |
| (5) 現物出資財産の内容及び価額 | 平成●年●月●日開催の甲の取締役会の決議に基づき甲の取締役に付与される甲に対する金銭報酬債権金●円を出資の目的とする（募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金●円）。 |
| (6) 増加する資本金の額 | 金●円 |
| (7) 増加する資本準備金の額 | 金●円 |
| (8) 払込期日 | 平成●年●月●日（以下「本払込期日」という。） |

2 乙は、本払込期日において、本株式数に前項第5号に定める募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額を乗じた額の金銭報酬債権を甲に給付する。

¹ 本契約書例は、あくまで譲渡制限付株式割当契約書の一例にすぎず、個別に注を付した箇所以外についても、実務上の創意工夫によって異なる規定の仕方をするものが否定されるものではない。また、各社が付与する報酬の具体的な内容により規定すべき内容は異なり得るものである。なお、本契約書例は、個別の事案における適法性を保証するものではなく、本契約書例を参照される場合であっても、最終的には、各社が自らの責任で契約書の内容を（必要に応じて専門家等と相談の上で）検討する必要がある点に留意されたい。

² 本契約書例は、上場会社である甲において、甲の取締役に對して甲の普通株式を交付することを前提に、会社と付与対象者である取締役との間の合意によって譲渡制限を付す場合を基本的に想定している。

第2条（本株式の譲渡制限）^{3,4}

乙は、本払込期日から平成●年●月●日までの間（以下「本譲渡制限期間」という。）、本株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない（以下「本譲渡制限」という。）。

- 2 甲は、乙において、本譲渡制限期間（ただし、本譲渡制限期間中に、乙が甲又は甲の子会社（以下、甲及び甲の子会社を「甲グループ」と総称する。）の取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも正当な理由により退任した場合⁵又は死亡により退任した場合には、本払込期日から当該退任までの期間とする。）中、継続して、甲グループの取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点（ただし、乙が正当な理由により退任した場合又は死亡により退任した場合は当該退任の直後の時点⁶）をもって、当該時点において乙（ただし、乙が死亡により退任した場合は乙の相続人）が保有する本株式の全部についての本譲渡制限を解除する。

第3条（無償取得事由）⁷

甲は、本譲渡制限期間が満了した時点において本譲渡制限が解除されていない本株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当然にこれを無償で取得する⁸。

- 2 乙が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、甲は、乙が当該各号に該当した時点をもって、本株式の全部を当然に無償で取得する。

(1) 乙が禁錮以上の刑に処せられた場合

(2) 乙について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立

³ 本株式については、本契約上の譲渡制限の定めに加え、取締役による本譲渡制限に違反した本株式の譲渡その他の処分を予防するための措置を講じること（対象となる取締役が保有する他の株式とは分別して管理するために発行会社指定の証券口座を用いることなどを含む。）が考えられ、その場合には、適宜、関連条項を追加することとなる。

⁴ これは在籍条件型の場合の規定例である。

⁵ 例えば、本譲渡制限期間の中途において、取締役の会社法第332条の任期が満了した場合に再任されなかった場合などが考えられる。

⁶ 本項は、正当な理由による退任の場合又は死亡による退任の場合に、本譲渡制限の解除時期を退任時又はそれに近接した時期とする旨を規定する例である。このような規定の仕方のほか、正当な理由による退任の場合には、当初設定した譲渡制限期間の満了時に本譲渡制限を解除する取扱いとすること等も考えられる。

⁷ これは在籍条件型の場合の規定例である。

⁸ 振替株式の場合には、その譲渡の効力は、振替の申請により譲受人の口座における保有欄に当該譲渡にかかる数の増加の記載・記録がなされることによって生じることとされているため（社債、株式等の振替に関する法律第140条）、振替の申請手続が別途必要となる点に留意されたい（なお、本契約書例第14条参照）。

- てがあった場合
- (3) 乙が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (4) 乙が甲グループの取締役、執行役、執行役員又は使用人のいずれの地位からも退任した場合(ただし、(i)退任と同時に上記の地位のいずれかに就任又は再任する場合、(ii)正当な理由により上記のいずれの地位からも退任した場合、及び(iii)死亡により退任した場合を除く。)
- 3 乙が本譲渡制限期間中に次の各号のいずれかに該当した場合、甲は、乙に対して本株式を無償で取得する旨を書面で通知することにより、当該通知の到達した時点(第7条第2項の規定により到達したものとみなされる時点を含む。)をもって、本株式の全部(ただし、第2号の場合において本株式の一部を取得することが相当であると決定されたときは、当該一部に限る。)を当然に無償で取得する。
- (1) 乙において、甲グループの事業と競業する業務に従事し、又は競合する法人その他の団体の役職員に就任したと甲の取締役会が認めた場合(ただし、甲の書面による事前の承諾を取得した場合を除く。)
 - (2) 乙において、法令、甲グループの内部規程又は本契約に重要な点で違反したと甲の取締役会が認めた場合、その他本株式の全部又は一部を甲が無償で取得することが相当であると甲の取締役会が決定した場合
- 4 乙が本条第2項第4号ただし書(ii)又は(iii)の事由に該当する場合には、甲は、乙が退任した時点をもって、次の第1号の数から第2号の数を引いた数の本株式を当然に無償で取得する⁹。
- (1) 本株式数
 - (2) 本払込期日を含む月から乙が本条第2項第4号に掲げるいずれの地位からも退任した日を含む月までの月数を●¹⁰で除した数(以下「在任期間比率」という。)に、本株式数を乗じた数(ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。)

⁹ 本項は、正当な理由による退任の場合又は死亡による退任の場合に、在籍期間に応じて一部の本株式を無償取得する旨を規定する例である。なお、本項に基づき無償取得されなかった本株式の譲渡制限の解除時期については第2条第2項及び脚注6参照。

¹⁰ 本譲渡制限期間の月数。

第4条（組織再編等が実施される場合の本株式の取扱い）^{11,12}

甲は、本譲渡制限期間中に次の各号に掲げる事項が甲の株主総会（ただし、第2号において甲の株主総会による承認を要さない場合及び第6号においては、甲の取締役会）で承認された場合（ただし、次の各号に定める日（以下「組織再編等効力発生日」という。）が本譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限る。）には、[甲の取締役会の決議により、] 本払込期日を含む月から当該承認の日（以下「組織再編等承認日」という。）を含む月までの月数を●¹³で除した数に、組織再編等承認日において乙が保有する本株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

- (1) 甲が消滅会社となる合併契約 合併の効力発生日
- (2) 甲が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画（甲が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を甲の株主に交付する場合に限る。） 会社分割の効力発生日
- (3) 甲が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画 株式交換又は株式移転の効力発生日
- (4) 株式の併合（当該株式の併合により乙の有する本株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限る。） 株式の併合の効力発生日
- (5) 甲の普通株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う甲の普通株式の全部の取得 会社法第171条第1項第3号に規定する取得日
- (6) 甲の普通株式を対象とする株式売渡請求（会社法第179条第2項に定める株式売渡請求を意味する。） 会社法第179条の2第1項第5号に規定する取得日

2 前項に規定する場合には、甲は、組織再編等効力発生日の前営業日をもって、同日において本譲渡制限が解除されていない本株式の全部を当然に無償で取得する。

¹¹ これは在籍条件型の場合の規定例である。

¹² 組織再編等に関して、組織再編等の承認機関による承認の日を含む月までの在籍期間に応じて、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、本譲渡制限を解除し、その他の本株式は、組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、当然に無償で取得する規定例を記載している。なお、振替株式の場合には、組織再編等の効力発生日の前営業日に無償取得の効力を生じさせるために事前に振替の申請手続を行っておく必要があり得る点に留意されたい（脚注8参照）。また、組織再編等に伴って譲渡制限を解除する本株式の数を決定するに当たって考慮する在籍期間については、組織再編等の承認機関による承認の日を含む月までではなく、例えば組織再編等の効力発生日を含む月までとすることも考えられる。

¹³ 本譲渡制限期間の月数。

第5条（住所及び国内連絡場所の届出）

乙は、本譲渡制限期間中に本契約書末尾の署名欄記載の乙の住所から転居する場合には、甲に対し、甲所定の書面により、転居後の住所（日本国外への転居の場合には、転居後の住所及び日本国内の連絡場所）を届け出なければならない。

- 2 乙が前項による届出を行わない場合、乙から甲に対し届出がされた最後の住所又は日本国内の連絡場所（乙から当該届出がされたことがない場合には、本契約書末尾記載の署名欄記載の乙の住所）をもって、乙の住所又は日本国内の連絡場所とみなす。

第6条（乙の死亡の場合の届出）

本譲渡制限期間中に乙が死亡した場合には、死亡後●か月以内に、乙の相続人は、甲に対し、甲所定の書面により、本株式の権利承継者（複数存在する場合にはその代表者）の氏名及び住所（住所が日本国外の住所である場合には、住所及び日本国内の連絡場所）を届け出なければならない。

- 2 乙の相続人が前項による届出を行わない場合、乙から甲に対し第5条第1項による届出がされた最後の住所又は日本国内の連絡場所（乙から当該届出がされたことがない場合には、本契約書末尾記載の署名欄記載の乙の住所）をもって、乙の相続人の住所又は日本国内の連絡場所とみなす。

第7条（意思表示及び通知の方法）

甲は、乙に対する意思表示及び通知を、甲所定の方法により行うものとする。

- 2 前項の通知は、乙の住所又は日本国内の連絡場所に、通常到達すべき時期に到達したものとみなす。

第8条（個人情報の取扱い）

甲は、乙より取得した乙の個人情報を、会社法に規定する株主名簿の作成・管理、乙に対する各種報告書類の作成その他本契約の履行のために必要な手続を行うために、使用することができる。また、乙は、甲がこれらの業務を証券会社及び株主名簿管理人（以下「委託業者」という。）に委託するために、甲が保有している乙の個人情報を委託業者に提供すること、及び委託業者が当該情報を使用することに同意する。

第9条（細則制定権）

甲は、本契約の実施に関する細目を規定するため、「譲渡制限付株式割当契約に関する細則」（以下「細則」という。）を制定し、これを改廃することができ、乙は、これに従うものとする。

- 2 甲は、前項により細則を制定し、又はこれを改廃した場合、速やかにこれを乙に対して通知しなければならない。
- 3 第7条の規定にかかわらず、前項の通知は、甲が、社内ホームページに連絡文書を発信し、所要事項を掲載してこれを行うことができる。

第10条（契約の改定）

本契約の条項が会社法、金融商品取引法、その他の国内外の適用法令の規定に適合しないことが判明し、又は本契約締結後の改正により適合しなくなることが見込まれる場合若しくは適合しなくなった場合、甲は、乙に通知をすることにより、所要の条項を改廃することができる。

- 2 前項の場合のほか、甲は必要と認めるときに、乙に対して本契約の改定を提案することができる。
- 3 乙において、前項の提案を受けた後2週間以内に、甲に対して相当の理由を付した書面による異議を申し出ない場合には、本契約は、甲の提案に従って変更されたものとみなされる。
- 4 本条第1項から第3項までの定めによるほか、甲と乙との間の合意により、本契約の内容を変更することができる。この場合には、甲と乙との間で本契約の変更契約書を締結することを要するものとする。

第11条（関連法令の遵守）

乙は、本株式の保有及び売却に関し、会社法、金融商品取引法その他の適用法令及び甲グループの内部規程を遵守しなければならないものとする。

第12条（税務処理）

乙は、本株式の発行、本株式の本譲渡制限の解除及び本株式の売却の結果、課せられる所得税その他一切の租税公課を自らの負担において納付する。

- 2 前項の手続において、甲が源泉徴収義務を負う場合には、乙は、甲の請求に基づき、甲

の指定する日までに、甲の指定する銀行口座に源泉徴収税額相当額を振り込むものとする。

第 13 条（株式の分割・株式の併合等がされた場合の取扱い）

甲が本譲渡制限期間中に甲の普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てを行った場合等、乙が、本譲渡制限期間中に、本株式を有していることを理由として甲の株式を無償で取得した場合には、当該株式についても本契約の定めを適用する。甲が本譲渡制限期間中に、甲の普通株式について株式の併合を行った場合の併合後の株式についても同様とする。これらの場合において、本契約の定めは、甲の判断により、合理的に読み替えて適用するものとする。

第 14 条（本株式の無償取得の場合等の取扱い）

本契約の定めに基づき甲が本株式の全部又は一部を当然に無償で取得する場合に、社債、株式等の振替に関する法律の定めに基づき行う振替手続等、本契約の定めに従い法令又は規則上必要となる手続については、甲が、その判断で、乙を代理して乙の名においてこれを行うことができるものとし、乙はこれに異議を述べないものとする。

第 15 条（規定外事項の処理）

本契約及び細則に規定のない事項の処理に関しては、甲と乙が誠意をもって協議を行い、乙が協議に応じない場合及び協議を尽くしてもなお合意が成立しない場合は、甲が合理的に決するところによる。

第 16 条（準拠法）

本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従い解釈される。

第 17 条（管轄裁判所）

甲及び乙は、本契約に関する一切の紛争につき、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを合意する。

(以下余白)

以上、本契約締結の証として本契約書 2 通を作成し、甲乙記名捺印のうえ、各 1 通を保有する。

平成●年●月●日

甲 ●● [会社名]

乙 ●● [取締役名]

IV. 株主総会報酬議案（例1）

【例：一定の範囲内で、在籍条件型の譲渡制限付株式の付与のために繰り返し用いることのできる報酬枠を設定する場合】

第●号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成●年●月●日開催の第●回定時株主総会において、年額●万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額●万円以内（うち社外取締役●万円以内）²といたします。また、各取締役への具体的な配分については、[指名報酬諮問委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して] 取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は●名（うち社外取締役●名）ですが、第●号議案³が原案どおり承認可決されますと、取締役は●名（うち社外取締役●名）となります。

また、取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年●株以内とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）⁴とします。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます

¹ 以下に示す報酬議案の記載例はあくまで一例にすぎず、役員報酬に関する株主への情報提供の重要性等も踏まえ、各社の状況に即した適切な記載内容が検討されるべきである。また、本議案の記載例は、個別の事案における適法性を保証するものではなく、本記載例を参照される場合であっても、最終的には各社が自らの責任で記載内容を（必要に応じて専門家等と相談の上で）検討する必要がある点に留意されたい。

² 金額の上限を確定額で画して確定額報酬（会社法第361条第1項第1号）として設計する例である。

³ 取締役選任議案

⁴ 本議案においては、引受人に特に有利な金額（会社法第199条第3項参照）とならない払込金額の一例として取締役会決議の前営業日の終値を基準とする規定を置いているが、この他にも引受人に特に有利な金額とならない払込金額の規定の方法はあるものと考えられる。

す。) ⁵を締結するものとします。

- (1) 当該取締役は、●年間から●年間までの間で当社の取締役会が定める期間 ⁶ (以下「譲渡制限期間」という。)、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式 (以下「本割当株式」という。) について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない (以下「譲渡制限」という。)。[ただし、譲渡制限期間については、当社の取締役会が、指名報酬諮問委員会の審議を経た上で、その意見を尊重して決定するものとする。]
- (2) 当該取締役が譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、当該取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社の取締役、執行役、執行役員又は使用人の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会 (ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会) で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

⁵ 「Ⅲ. 譲渡制限付株式割当契約書 (例)」の規定を念頭に置いたものである。

⁶ 譲渡制限期間を取締役に委任する記載例としているが、株主に対して譲渡制限期間の目安を示すことが望ましいと考えられるため、期間の上限・下限を設定する例としている。このほか、本議案において、例えば3年間など譲渡制限期間を具体的に決定することも考えられる。

法人税法（抄）

第三目 役員の給与等

（役員給与の損金不算入）

第三十四条 内国法人がその役員に対して支給する給与（退職給与及び第五十四条の二第一項（新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等）に規定する新株予約権によるもの並びにこれら以外のもので使用人としての職務を有する役員に対して支給する当該職務に対するもの並びに第三項の規定の適用があるものを除く。以下この項において同じ。）のうち次に掲げる給与のいずれにも該当しないものの額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

一 その支給時期が一月以下の一定の期間ごとである給与（次号において「定期給与」という。）で当該事業年度の各支給時期における支給額が同額であるものその他これに準ずるものとして政令で定める給与（次号において「定期同額給与」という。）

二 その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めに基づいて支給する給与（定期同額給与及び利益連動給与（利益の状況を示す指標を基礎として算定される額を支給する給与をいう。次号において同じ。）を除くものとし、定期給与を支給しない役員に対して支給する給与（同族会社に該当しない内国法人が支給するものに限る。）並びに第五十四条第一項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する特定譲渡制限付株式（将来の役務の提供に係るものとして政令で定めるものに限る。）及び当該特定譲渡制限付株式に係る同項に規定する承継譲渡制限付株式による給与以外の給与にあつては政令で定めるところにより納税地の所轄税務署長にその定めの内容に関する届出をしている場合における当該給与に限る。）

三 同族会社に該当しない内国法人がその業務執行役員（業務を執行する役員として政令で定め

るものをいう。以下この号において同じ。）に対して支給する利益連動給与で次に掲げる要件を満たすもの（他の業務執行役員の全てに対して次に掲げる要件を満たす利益連動給与を支給する場合に限る。）

イ その支給額の算定方法が、当該事業年度の利益の状況を示す指標（利益の額、利益の額に有価証券報告書（金融商品取引法第二十四条第一項（有価証券報告書の提出）に規定する有価証券報告書をいう。イにおいて同じ。）に記載されるべき事項による調整を加えた指標その他の利益に関する指標として政令で定めるもので、有価証券報告書に記載されるものに限る。）を基礎とした客観的なもの（次に掲げる要件を満たすものに限る。）であること。

(1) 確定額を限度としているものであり、かつ、他の業務執行役員に対して支給する利益連動給与に係る算定方法と同様のものであること。

(2) 政令で定める日までに、報酬委員会（会社法第四百四条第三項（指名委員会等の権限等）の報酬委員会をいい、当該内国法人の業務執行役員又は当該業務執行役員と政令で定める特殊の関係のある者がその委員になつているものを除く。）が決定をしていることその他これに準ずる適正な手続として政令で定める手続を経ていること。

(3) その内容が、(2)の決定又は手続の終了の日以後遅滞なく、有価証券報告書に記載されていることその他財務省令で定める方法により開示されていること。

ロ その他政令で定める要件

2 （略）

第七目の二 譲渡制限付株式を対価とする費用等

(譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例)

第五十四条 内国法人が個人から役務の提供を受ける場合において、当該役務の提供に係る費用の額につきその対価として当該内国法人又は当該内国法人との間に当該内国法人の発行済株式若しくは出資（当該内国法人が有する自己の株式（出資を含む。以下この項において同じ。）を除く。）の全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の譲渡制限付株式（譲渡についての制限その他の条件が付されている株式として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）であつて当該役務の提供の対価として当該個人に生ずる債権の給付と引換えに当該個人に交付されるものその他当該個人に給付されることに伴つて当該債権が消滅する場合の当該譲渡制限付株式（以下この項及び第三項において「特定譲渡制限付株式」という。）が交付されたとき（内国法人を合併法人とする合併により当該合併に係る被合併法人の当該特定譲渡制限付株式を有する者に対し交付される当該内国法人の譲渡制限付株式その他の政令で定める譲渡制限付株式（第三項において「承継譲渡制限付株式」という。）が交付されたときを含む。）は、当該個人において当該役務の提供につき所得税法その他所得税に関する法令の規定により当該個人の同法に規定する給与所得その他の政令で定める所得の金額に係る収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額を生ずべき事由（次項において「給与等課税事由」という。）が生じた日において当該役務の提供を受けたものとして、この法律の規定を適用する。

2 前項に規定する場合において、同項の個人において同項の役務の提供につき給与等課税事由が生じないときは、当該役務の提供を受ける内国法人の当該役務の提供を受けたことによる費用の額又は当該役務の全部若しくは一部の提供を受けられ

なかつたことによる損失の額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

3 第一項の個人から役務の提供を受ける内国法人は、特定譲渡制限付株式の一株当たりの交付の時の価額、交付数、その事業年度において譲渡についての制限が解除された数その他当該特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式の状況に関する明細書を当該事業年度の確定申告書に添付しなければならない。

4 前項に定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(新株予約権を対価とする費用の帰属事業年度の特例等)

第五十四条の二 (略)

法人税法施行令（抄）

第十目 役員の給与等

(定期同額給与の範囲等)

第六十九条 (略)

2 法第三十四条第一項第二号に規定する政令で定めるものは、同号の役員の職務につき株主総会、社員総会その他これらに準ずるもの（次項第一号及び第四項第二号において「株主総会等」という。）の決議（当該職務の執行の開始の日から一月を経過する日までにされるものに限る。）により同条第一項第二号の定め（当該決議の日から一月を経過する日までに、当該職務につき当該役員に生ずる債権の額に相当する特定譲渡制限付株式（法第五十四条第一項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する特定譲渡制限付株式をいう。以下この項において同じ。）を交付する旨の定めに限る。）をした場合における当該定めに基づいて交付される特定譲渡制限付株式とす

る。

3～7 (略)

8 法第三十四条第一項第三号イに規定する政令で定めるものは、次に掲げる指標（第二号から第五号までに掲げる指標にあつては、利益に関するものに限る。）とする。

一 当該事業年度における有価証券報告書（法第三十四条第一項第三号イに規定する有価証券報告書をいう。次号及び第三号において同じ。）に記載されるべき利益の額

二 前号に掲げる指標の数値に当該事業年度における減価償却費の額、支払利息の額その他の有価証券報告書に記載されるべき費用の額を加算し、又は当該指標の数値から当該事業年度における受取利息の額その他の有価証券報告書に記載されるべき収益の額を減算して得た額

三 前二号に掲げる指標の数値の次に掲げる金額のうち占める割合又は当該指標の数値を当該事業年度における有価証券報告書に記載されるべき発行済株式（自己が有する自己の株式を除く。）の総数で除して得た額

イ 当該事業年度における売上高の額その他の有価証券報告書に記載されるべき収益の額又は当該事業年度における支払利息の額その他の有価証券報告書に記載されるべき費用の額

ロ 貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額

ハ ロに掲げる金額から貸借対照表に計上されている総負債（新株予約権に係る義務を含む。）の帳簿価額を控除した金額

四 前三号に掲げる指標の数値が当該事業年度前の事業年度の当該指標に相当する指標の数値その他の当該事業年度において目標とする指標の数値であつて既に確定しているもの（以下この号において「確定値」という。）を上回る数値又は前三号に掲げる指標の数値の確定値に対する比率

五 前各号に掲げる指標に準ずる指標

(略)

第十三目の二 譲渡制限付株式を対価とする費用等

（譲渡制限付株式に係る株式の保有関係等）

第百十一条の二 法第五十四条第一項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する政令で定める関係は、同項に規定する譲渡制限付株式（以下この条において「譲渡制限付株式」という。）の交付の直前に同項の内国法人と当該内国法人以外の法人との間に当該法人が当該内国法人の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式（出資を含む。以下この項及び次項において同じ。）を除く。以下この項及び第三項において「発行済株式等」という。）の全部を保有する関係があり、かつ、当該交付の時から当該譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間（次項第一号に規定する譲渡制限期間をいう。以下この項において同じ。）終了の時まで当該内国法人と当該法人との間に当該関係が継続すること（当該譲渡制限期間内において当該法人を被合併法人又は分割法人とする合併又は分割型分割（以下この項において「合併等」という。）により次に掲げる株式が交付されることが見込まれている場合には、当該譲渡制限付株式の交付の時から当該合併等の直前の時まで当該内国法人と当該法人との間に当該関係が継続すること。）が見込まれている場合における当該内国法人と当該法人との間の関係とする。

一 当該合併により当該法人の譲渡制限付株式を有する者に対し交付される当該合併に係る合併法人の譲渡制限付株式で、当該合併の時から当該譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間終了の時まで当該内国法人と当該合併法人との間に当該合併法人が当該内国法人の発行済株式等の全部を保有する関係が継続することが見込まれている場合における当該譲渡制限付株式

二 当該分割型分割により当該法人の譲渡制限付株式を有する者に対し交付される当該分割型分割に係る分割承継法人の譲渡制限付株式で、当該分割型分割の時から当該譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間終了の時まで当該内国法人と当該分割承継法人との間に当該分割承継法人が当該内国法人の発行済株式等の全部を保有する関係が継続することが見込まれている場合における当該譲渡制限付株式

2 法第五十四条第一項に規定する政令で定める株式は、次に掲げる要件に該当する株式とする。

一 譲渡（担保権の設定その他の処分を含む。）についての制限がされており、かつ、当該譲渡についての制限に係る期間（次号及び次項において「譲渡制限期間」という。）が設けられていること。

二 法第五十四条第一項の個人から役務の提供を受ける内国法人又はその株式を発行し、若しくは同項の個人に交付した法人がその株式を無償で取得することとなる事由（その株式の交付を受けた同項の個人が譲渡制限期間内の所定の期間勤務を継続しないこと若しくは当該個人の勤務実績が良好でないことその他の当該個人の勤務の状況に基づく事由又はこれらの法人の業績があらかじめ定めた基準に達しないことその他のこれらの法人の業績その他の指標の状況に基づく事由に限る。）が定められていること。

3 法第五十四条第一項に規定する政令で定める譲渡制限付株式は、次に掲げるものとする。

一 合併により当該合併に係る被合併法人の特定譲渡制限付株式（法第五十四条第一項に規定する特定譲渡制限付株式をいう。以下この項及び第五項において同じ。）を有する者に対し交付される譲渡制限付株式で、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ 当該被合併法人が当該特定譲渡制限付株式に係る役務の提供を受ける内国法人である場合 当該合併に係る合併法人の譲渡制限付株式

式又は当該合併の直前に当該合併に係る合併法人との間に当該合併法人の発行済株式等の全部を保有する関係として財務省令で定める関係がある法人の譲渡制限付株式

ロ 当該被合併法人が当該特定譲渡制限付株式に係る役務の提供を受ける内国法人との間に法第五十四条第一項に規定する政令で定める関係がある法人である場合 当該合併の時から当該譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間終了の時まで当該内国法人と当該合併に係る合併法人との間に当該合併法人が当該内国法人の発行済株式等の全部を保有する関係が継続することが見込まれている場合における当該合併法人の譲渡制限付株式

二 分割型分割により当該分割型分割に係る分割法人の特定譲渡制限付株式を有する者に対し交付される譲渡制限付株式で、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ 当該分割法人が当該特定譲渡制限付株式に係る役務の提供を受ける内国法人である場合 当該分割型分割に係る分割承継法人の譲渡制限付株式又は当該分割型分割の直前に当該分割型分割に係る分割承継法人との間に当該分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する関係として財務省令で定める関係がある法人の譲渡制限付株式

ロ 当該分割法人が当該特定譲渡制限付株式に係る役務の提供を受ける内国法人との間に法第五十四条第一項に規定する政令で定める関係がある法人である場合 当該分割型分割の時から当該譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間終了の時まで当該内国法人と当該分割型分割に係る分割承継法人との間に当該分割承継法人が当該内国法人の発行済株式等の全部を保有する関係が継続することが見込まれている場合における当該分割承継法人の譲渡制限付株式

- 4 法第五十四条第一項に規定する政令で定める所得は、所得税法に規定する給与所得、事業所得、退職所得及び雑所得とする。
- 5 特定譲渡制限付株式の交付が正常な取引条件で行われた場合には、法第五十四条第一項の役務の提供に係る費用の額は、当該特定譲渡制限付株式の交付につき給付され、又は消滅した債権（当該役務の提供の対価として同項の個人に生ずる債権に限る。以下この項において同じ。）の額（当該特定譲渡制限付株式につき次の各号に掲げる譲渡制限付株式が交付された場合には、当該各号に掲げる譲渡制限付株式の区分に応じ当該各号に定める金額）に相当する金額とする。
- 一 第三項第一号に掲げる譲渡制限付株式 同号の特定譲渡制限付株式（当該譲渡制限付株式に係るものに限る。）の交付につき給付され、又は消滅した債権の額
- 二 第三項第二号に掲げる譲渡制限付株式 同号の特定譲渡制限付株式（当該譲渡制限付株式に係るものに限る。）の交付につき給付され、又は消滅した債権の額
- 6 第三項第二号の分割型分割に伴い法第五十四条第一項に規定する給与等課税事由が生ずる場合の前項の費用の額の計算その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

（新株予約権につき給与等課税事由を生ずべき所得の種類等）

第百十一条の三 （略）

法人税法施行規則（抄）

第六款の二 譲渡制限付株式を対価とする費用

（承継譲渡制限付株式に係る株式の保有関係等）

第二十五条の九 令第百十一条の二第三項第一号イ（譲渡制限付株式に係る株式の保有関係等）に規

定する財務省令で定める関係は、同号の合併の直前に当該合併に係る合併法人と当該合併法人以外の法人との間に当該法人が当該合併法人の発行済株式等（同条第一項に規定する発行済株式等をいう。次項において同じ。）の全部を保有する関係があり、かつ、当該合併の時から当該合併により交付される譲渡制限付株式（法第五十四条第一項（譲渡制限付株式を対価とする費用の帰属事業年度の特例）に規定する譲渡制限付株式をいう。次項において同じ。）に係る譲渡制限期間（令第百十一条の二第二項第一号に規定する譲渡制限期間をいう。次項及び第三項第二号において同じ。）終了の時まで当該合併法人と当該法人との間に当該関係が継続することが見込まれている場合における当該合併法人と当該法人との間の関係とする。

2 令第百十一条の二第三項第二号イに規定する財務省令で定める関係は、同号の分割型分割の直前に当該分割型分割に係る分割承継法人と当該分割承継法人以外の法人との間に当該法人が当該分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する関係があり、かつ、当該分割型分割の時から当該分割型分割により交付される譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間終了の時まで当該分割承継法人と当該法人との間に当該関係が継続することが見込まれている場合における当該分割承継法人と当該法人との間の関係とする。

3 令第百十一条の二第三項第二号の分割型分割（承継譲渡制限付株式（法第五十四条第一項に規定する承継譲渡制限付株式をいう。以下この項において同じ。）が交付されるものに限る。）に伴い、当該分割型分割に係る分割法人の特定譲渡制限付株式（法第五十四条第一項に規定する特定譲渡制限付株式をいう。以下この項において同じ。）につき法第五十四条第一項に規定する給与等課税事由が生ずる場合には、当該特定譲渡制限付株式に係る令第百十一条の二第五項に規定する費用の額は、当該特定譲渡制限付株式の交付につき給付され、又は消滅した債権の額に相当する金額に第一号に

掲げる割合を乗じて計算した金額と当該相当する金額から当該計算した金額を控除した金額に第二号に掲げる割合を乗じて計算した金額との合計額その他の合理的な方法により計算した金額とし、当該承継譲渡制限付株式に係る同項に規定する費用の額は、当該債権の額に相当する金額から当該合理的な方法により計算した金額を控除した金額とする。

二 一から当該分割型分割に係る令第二十三条第一項第二号（所有株式に対応する資本金等の額又は連結個別資本金等の額の計算方法等）に規定する割合を控除した割合

二 当該特定譲渡制限付株式の交付の日から当該承継譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間終了の日までの期間の日数のうちに当該交付の日から当該分割型分割の日の前日までの期間の日数の占める割合

所得税法施行令（抄）

（譲渡制限付株式の価額等）

第八十四条 個人が法人に対して役務の提供をした場合において、当該法人又は当該法人との間に当該法人の発行済株式（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項（定義）に規定する投資法人にあつては、発行済みの同条第十四項に規定する投資口）若しくは出資（当該法人が有する自己の株式（出資、同項に規定する投資口その他これらに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）を除く。）の全部を保有する関係として財務省令で定める関係がある法人（以下この項において「親法人」という。）から当該役務の提供の対価として当該法人又は当該法人の親法人の譲渡制限付株式（次に掲げる要件に該当する株式をいう。以下この項において同じ。）であつて当該役務の提供の対価として当該個人に生ずる債権の給付と引換えに当該個人に交付されるものその他当該個人に給付されることに伴つて当該債権が消滅する場合の当該譲渡制限付株式（以下この項において「特定譲渡制限付株式」という。）が当該個人に交付されたとき（法人を前条第四項第一号に規定する合併法人とする合併により当該合併に係る同項第二号に規定する被合併法人の当該特定譲渡制限付株式を有する者に対し交付される当該法人の譲渡制限付株式その他の財務省令で定める譲渡制限付株式（以下この項において「承継譲渡制限付株式」という。）が当該個人に交付されたときを含む。）における当該特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式に係る法第三十六条第二項（収入金額）の価額は、当該特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式の譲渡（担保権の設定その他の処分を含む。第一号において同じ。）についての制限が解除された日における価額とする。

一 譲渡についての制限がされており、かつ、当該譲渡についての制限に係る期間（次号において「譲渡制限期間」という。）が設けられている

こと。

二 当該個人から役務の提供を受ける法人又はその株式を発行し、若しくは当該個人に交付した法人がその株式を無償で取得することとなる事由（その株式の交付を受けた当該個人が譲渡制限期間内の所定の期間勤務を継続しないこと若しくは当該個人の勤務実績が良好でないことその他の当該個人の勤務の状況に基づく事由又はこれらの法人の業績があらかじめ定めた基準に達しないことその他のこれらの法人の業績その他の指標の状況に基づく事由に限る。）が定められていること。

2（略）

所得税法施行規則（抄）

第一節の二 所得金額の計算の通則

第十九条の四 令第八十四条第一項（譲渡制限付株式の価額等）に規定する財務省令で定める関係は、同項に規定する譲渡制限付株式（以下この条において「譲渡制限付株式」という。）の交付の直前に同項の個人から役務の提供を受けた法人（以下この条において「特定法人」という。）と当該特定法人以外の法人との間に当該法人が当該特定法人の発行済株式（同項に規定する投資法人にあつては、発行済みの同項に規定する投資口）又は出資（自己が有する自己の株式（出資、同項に規定する投資口その他これらに準ずるものを含む。以下この項において同じ。）を除く。以下この条において「発行済株式等」という。）の全部を保有する関係があり、かつ、当該交付の時から当該譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間（令第八十四条第一項第一号に規定する譲渡制限期間をいう。以下この条において同じ。）終了の時まで当該特定法人と当該法人との間に当該関係が継続すること（当該譲渡制限期間内において当該法人を被合併法人又は分割法人とする合併又は分割型分割（以下この項におい

て「合併等」という。)により次に掲げる株式が交付されることが見込まれている場合には、当該譲渡制限付株式の交付の時から当該合併等の直前の時まで当該特定法人と当該法人との間に当該関係が継続すること。)が見込まれている場合における当該特定法人と当該法人との間の関係とする。

一 当該合併により当該法人の譲渡制限付株式を有する者に対し交付される当該合併に係る合併法人の譲渡制限付株式で、当該合併の時から当該譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間終了の時まで当該特定法人と当該合併法人との間に当該合併法人が当該特定法人の発行済株式等の全部を保有する関係が継続することが見込まれている場合における当該譲渡制限付株式

二 当該分割型分割により当該法人の譲渡制限付株式を有する者に対し交付される当該分割型分割に係る分割承継法人の譲渡制限付株式で、当該分割型分割の時から当該譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間終了の時まで当該特定法人と当該分割承継法人との間に当該分割承継法人が当該特定法人の発行済株式等の全部を保有する関係が継続することが見込まれている場合における当該譲渡制限付株式

2 令第八十四条第一項に規定する財務省令で定める譲渡制限付株式は、次に掲げるものとする。

一 合併により当該合併に係る被合併法人の特定譲渡制限付株式（令第八十四条第一項に規定する特定譲渡制限付株式をいう。以下この項において同じ。）を有する者に対し交付される譲渡制限付株式で、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ 当該被合併法人が当該特定譲渡制限付株式に係る特定法人である場合 次に掲げる譲渡制限付株式

(1) 当該合併に係る合併法人の譲渡制限付株式

(2) 当該合併の直前に当該合併に係る合併法人と当該合併法人以外の法人との間に当該

法人が当該合併法人の発行済株式等の全部を保有する関係があり、かつ、当該合併の時から当該合併により交付される当該法人の譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間終了の時まで当該合併法人と当該法人との間に当該関係が継続することが見込まれている場合における当該法人の譲渡制限付株式

ロ 当該被合併法人が当該特定譲渡制限付株式に係る特定法人との間に令第八十四条第一項に規定する財務省令で定める関係がある法人である場合 当該合併の時から当該譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間終了の時まで当該特定法人と当該合併に係る合併法人との間に当該合併法人が当該特定法人の発行済株式等の全部を保有する関係が継続することが見込まれている場合における当該合併法人の譲渡制限付株式

二 分割型分割により当該分割型分割に係る分割法人の特定譲渡制限付株式を有する者に対し交付される譲渡制限付株式で、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ 当該分割法人が当該特定譲渡制限付株式に係る特定法人である場合 次に掲げる譲渡制限付株式

(1) 当該分割型分割に係る分割承継法人の譲渡制限付株式

(2) 当該分割型分割の直前に当該分割型分割に係る分割承継法人と当該分割承継法人以外の法人との間に当該法人が当該分割承継法人の発行済株式等の全部を保有する関係があり、かつ、当該分割型分割の時から当該分割型分割により交付される当該法人の譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間終了の時まで当該分割承継法人と当該法人との間に当該関係が継続することが見込まれている場合における当該法人の譲渡制限付株式

ロ 当該分割法人が当該特定譲渡制限付株式に係る特定法人との間に令第八十四条第一項に

規定する財務省令で定める関係がある法人である場合 当該分割型分割の時から当該譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間終了の時まで 当該特定法人と当該分割型分割に係る分割承継法人との間に当該分割承継法人が当該特定法人の発行済株式等の全部を保有する関係が継続することが見込まれている場合における 当該分割承継法人の譲渡制限付株式

- 3** この条において、合併法人、被合併法人、分割型分割、分割法人又は分割承継法人とは、それぞれ令第八十三条の二第四項第一号から第五号まで（合併等により交付する株式に一に満たない端数がある場合の所得計算）に規定する合併法人、被合併法人、分割型分割、分割法人又は分割承継法人をいう。

◆謝辞

「『特定譲渡制限付株式』(いわゆる「リストラクテッド・ストック」)に関するQ&A」の法的論点に関する部分の監修や、「譲渡制限付株式割当契約書(例)」、「株主総会報酬議案(例)」の原案作成等については、森・濱田松本法律事務所の石綿学弁護士、石井裕介弁護士、奥山健志弁護士、渡辺邦広弁護士、小山浩弁護士および梶元孝太郎弁護士に御協力いただきました。

また、「『特定譲渡制限付株式』(いわゆる「リストラクテッド・ストック」)に関するQ&A」の会計に関する部分の監修については、有限責任監査法人トーマツの北爪雅彦公認会計士に御協力いただきました。

森・濱田松本法律事務所、有限責任監査法人トーマツの皆様の御協力に厚く御礼申し上げます。

産業組織課長 川村尚永

◆本件に関するお問い合わせ先

経済産業省 経済産業政策局 産業組織課 TEL: 03-3501-6521

課長補佐(総括) 黒田嘉彰

担当 土屋光邦、松村謙太郎、富岡宏輝